

特別支援学校

進路・就労支援ハンドブック



岩手県立総合教育センター
教育支援相談担当

はじめに

「社会参加と自立を目指して」

特別支援学校（知的障がい）高等部の生徒の多くは、卒業後は、それぞれの進路先は違っても、働くことを中心とした社会生活を送ることになります。一人一人がそれまでの学校生活、家庭生活で身に付けてきたことを基に個性や力を発揮して、より自立的に社会参加していけるように支援していくことが進路指導の役割となります。進路指導は、キャリア教育の中核として位置付けられ、日常生活の指導や作業学習をはじめとする、他教科・領域など教育活動全般に深くかかわりながら計画的、組織的に進めていくことが求められます。

本県の特別支援学校（知的障がい）においては、高等部における生徒数の増加や障がいの重度・重複化、多様化が顕著になっています。その中で、社会情勢の変化にも対応していく進路指導の業務は量的にも質的にも増大しています。進路指導は、進路指導担当者を中心に進められていますが、業務の遂行に当たっては、高等部の教職員全員が基本的な情報を把握することが必要となります。

そこで、特別支援学校における計画的、組織的な進路指導の充実に寄与することを目的として、共通理解のツールとなるハンドブックを作成しました。本ハンドブックの作成に当たっては、主に知的障がいを対象とする特別支援学校において、現場実習や進路決定に向けた場面などでの活用を想定しています。また、この内容は、他の障がい種を対象とした特別支援学校においても、活用が期待できるものだと考えます。さらに、高等学校において特別な支援を必要とする生徒の進路指導を進める上で、参考になる資料ではないかと考えます。

本ハンドブックが広く活用され、計画的、組織的な進路指導が推進されることで、生徒一人一人の進路希望が実現されることを願います。

進路・就労支援ハンドブックは、「第1章 校内連携」「第2章 関係諸機関との連携」「第3章 卒業後の支援」の3章で構成されています。また、進路・就労支援を進めるに当たって重要となる「保護者（家庭）への支援」については、全章を通してポイントを掲載しています。ハンドブックの基本ページ構成は、下の図のようになっています。

見開き
2ページ構成

左ページには
概要

2-3 ネットワーク会議

※本県の特別支援学校では、県内を46地区に分けて、特別支援学校高等部在籍する生徒と、卒業先についての情報共有を進めています。この会議において、地域の労働、福祉、行政関係者等と連携しあう情報交換を行うことで、学校在学中及び卒業後のスムーズな進路開拓を図ることを図っています。

※県内については、地域ごとに異なるネットワーク会議「進路開拓会議」が必ず開催されています。これらについて進路指導担当者等が必ずしも「進路開拓ネットワーク会議」としては、必ずしも「ネットワーク会議」と表記していません。ここでは、「ネットワーク会議」と表記します。

会議名称	開催年度	開催月
①二戸圏域ネットワーク会議	三栗学区	5月・2月
②鹿沼圏域（鹿沼地区）ネットワーク会議	鹿沼市内の	5月・1月
③鹿沼圏域（八幡町・鶴巻町・野寺町）ネットワーク会議	特別支援学校で	5月・1月
④鹿沼圏域（寄居・渡辺地区）ネットワーク会議	特別支援学校で	5月・1月
⑤鹿沼圏域（寄居・赤松地区）ネットワーク会議	特別支援学校で	5月・1月
⑥茨城地域連携推進会議	群馬県立支援学校	5月
⑦群馬地域連携推進会議	群馬県立支援学校	5月
⑧北上・西利岡地域ネットワーク会議	群馬県立支援学校	5月
⑨群馬地域ネットワーク会議	群馬県立支援学校	5月
⑩茨城地域ネットワーク会議	茨城県立支援学校	6月・1月
⑪茨城地域ネットワーク会議	茨城県立支援学校	5月・1月
⑫茨城地域ネットワーク会議	茨城県立支援学校	5月
⑬久留米圏域ネットワーク会議	久留米県立支援学校	5月

①二戸圏域（二戸市、一戸町、軽米町、九戸町）
②鹿沼圏域（鹿沼地区）（鹿沼市）
③鹿沼圏域（八幡町・鶴巻町・野寺町）（八幡町、鶴巻町、野寺町）
④鹿沼圏域（寄居・渡辺地区）（寄居町、渡辺町）
⑤鹿沼圏域（寄居・赤松地区）（寄居町、赤松町）
⑥北上・西利岡地域（北上市、西利岡町）
⑦群馬地域（鹿野町）
⑧群馬地域（一栗市、早良町）
⑨茨城地域（大船町、鶴岡南高市、住田町）
⑩茨城地域（赤松市、大塚町）
⑪茨城地域（鶴谷町、山田町、若原町、田野崎村）
⑫久留米圏域（久留米市、洋野町、野田村、鶴代村）

右ページには
具体例・実践例

キーワードの
解説

保護者（家庭）
への支援



目次

第1章 校内連携



- 1 進路指導計画・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 進路学習の進め方・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 現場実習・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 4 情報収集・情報提供・・・・・・・・・・ 21
- 5 移行支援会議の進め方・・・・・・・・・・ 23

第2章 関係諸機関との連携



- 1 進路・職場開拓・・・・・・・・・・・・・・ 26
- 2 企業との連携協議会・・・・・・・・・・・・ 30
- 3 ネットワーク会議・・・・・・・・・・・・・・ 32

第3章 卒業後の支援



- 1 特別支援学校卒業後の進路・・・・・・・・ 35
- 2 福祉的就労・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
- 3 一般就労・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
- 4 卒業後の定着支援・・・・・・・・・・・・・・ 47

第 1 章

校 内 連 携



1-1

進路指導計画

進路指導・職業教育の担当者は、進路指導の全体計画を作成し、それに基づいて様々な方策を講じる必要があります。進路指導計画を作成することによって、学校が行う進路指導について教員間の共通理解を図ることができ、進路指導を効果的に進められることができると考えられます。

また、各学部の進路指導計画は、「指導の重点」を生徒、保護者、教職員、関係諸機関毎に内容を分ける等の工夫をし、指導の一貫性を図ることが求められます。

「特別支援学校高等部(専攻科)における進路指導・職業教育支援プログラムの開発」国立特別支援教育総合研究所より

高等部において年度当初に作成する進路指導の年間計画を表にすると、以下のような例が考えられます。ここでは、「生徒に関すること」「保護者に関すること」「教職員に関すること」「関係諸機関に関すること」「卒業生に関すること」と、大きく5つの項目に分けて、整理しました。

実際には、それぞれの内容は互いに関係し合うものですが、下表では主としてかかわるところに記入してあります。

進路指導年間計画例（高等部）

月	生徒に関すること	保護者に関すること	教職員に関すること	関係諸機関に関すること	卒業生に関すること
4	進路希望調査	進路説明会 進路希望調査		関係機関訪問	
5		実習先希望調査	ネットワーク会議	ネットワーク会議	アフターケア①
6	校内・現場実習	実習先見学	ネットワーク会議	ネットワーク会議	
7	校内・現場実習	実習先見学 進路学習会	企業との連携協議会 進路研修会	企業との連携協議会	
8		職場見学会 実習先希望調査	職場開拓 進路担当者会議	職場開拓	同窓会総会 同窓会親睦会
9	校内・現場実習	進路相談			アフターケア②
10	校内・現場実習				
11	職場見学		技能認定会※ 企業との連携協議会	技能認定会※ 企業との連携協議会	
12		↓	進路担当者会議		
1		進路学習会	ネットワーク会議	ネットワーク会議	
2	就職セミナー		移行支援会議 企業との連携協議会	移行支援会議 企業との連携協議会	アフターケア③
3			移行支援会議	移行支援会議	

※技能認定会：岩手県特別支援学校技能認定会 p30参照

1ページの「進路指導年間計画例」で示した内容を書き出すと、下図のようになります。
このハンドブックにおいては、それぞれの内容について所定のページでさらに詳しく紹介していきます。

生徒に関すること

- 進路希望調査・・・・・・・・第1章「現場実習」 p 7
- 校内・現場実習・・・・・・・・第1章「現場実習」 p 5～20
- 職場見学・・・・・・・・第1章「進路学習の進め方」 p 4

保護者に関すること

- 進路希望調査・・・・・・・・第1章「現場実習」 p 7
- 実習先希望調査・・・・・・・・第1章「現場実習」 p 7
- 実習先見学・・・・・・・・第1章「現場実習」 p 14
- 進路学習会・・・・・・・・第1章「情報収集・情報提供」 p 22
- 職場見学会・・・・・・・・第1章「情報収集・情報提供」 p 22

教職員に関すること

- ネットワーク会議・・・・・・・・第2章「ネットワーク会議等」 p 32
- 企業との連携協議会・・・・・・・・第2章「企業との連携協議会」 p 30
- 進路研修会・・・・・・・・第1章「情報収集・情報提供」 p 22
- 職場開拓・・・・・・・・第2章「進路・職場開拓」 p 26
- 進路指導担当者会議・・・・・・・・第2章「ネットワーク会議等」 p 32
- 移行支援会議・・・・・・・・第1章「移行支援会議の進め方」 p 23

関係諸機関に関すること

- 関係機関訪問・・・・・・・・第2章「進路・職場開拓」 p 26
- ネットワーク会議・・・・・・・・第2章「ネットワーク会議等」 p 32
- 企業との連携協議会・・・・・・・・第2章「企業との連携協議会」 p 30
- 職場開拓・・・・・・・・第2章「進路・職場開拓」 p 26
- 移行支援会議・・・・・・・・第1章「移行支援会議の進め方」 p 23

卒業生に関すること

- アフターケア・・・・・・・・第3章「卒業後の定着支援」 p 48
- 同窓会総会・親睦会・・・・・・・・第3章「卒業後の定着支援」 p 48

1-2

進路学習の進め方

各校においては、キャリア教育全体計画作成の下、キャリア教育が実践されています。
学校によって、指導形態や学習内容は様々ですが、ここでは、「進路学習」として扱う主な内容について取り上げます。

進路学習年間計画例

学習内容・活動	
4月	○進路学習オリエンテーション ・1年生：働くことの意義 身近な人の仕事
5月	・2年生：自分の得意なこと 苦手なこと ・3年生：卒業後の生活について① ○職場見学 ・見学する職場・施設について ・見学先での態度について
6月	・見学先での質問 ○前期産業現場等における実習 事前学習 ・実習日誌の記入（課題、目標など）
7月	・実習結団式 ○前期産業現場等における実習 事後学習
8月	・実習の評価 反省の記入 ・礼状の作成（現場実習の生徒のみ）
9月	・実習報告会 ○後期産業現場等における実習 オリエンテーション ・前期の実習を振り返って ・身近な人の仕事について ・家庭や学校での役割について ○実習先挨拶（現場実習の生徒のみ） ・実習する職場について
10月	○後期産業現場等における実習 事前学習 ・実習日誌の記入（課題、目標など） ・実習結団式 ○後期産業現場等における実習 事後学習
11月	・実習の評価 反省の記入 ・礼状の作成（現場実習の生徒のみ） ・実習報告会
12月	
1月	○卒業生の講話 ・卒業後の仕事 ・卒業後の生活
2月	○進路学習のまとめ ・1年生：学校や家庭での役割について
3月	・2年生：将来の進路について ・3年生：卒業後の生活について②

また、指導の際には、指導計画と合わせて以下のような書籍を指導に活用することも有効です。

**「私たちの進路
<あしたへのステップ>」**
日本教育研究出版

**「ビジネスマナー
& コミュニケーション」**
日本教育研究出版

**「見て分かる
ビジネスマナー集」**
ジアース教育新社

**「見て分かる
社会生活ガイド」**
ジアース教育新社

<事例1 進路学習オリエンテーション> (全4時間)

- **1年生「働くことの意義、身近な人の仕事」**
 - ・ 保護者や身近な人の仕事について調べ、まとめる。
 - ・ それぞれの仕事が、生活の中でどのような役割をしているか考える。
 - ・ 社会は、様々な仕事で成り立っていることを知る。
- **2年生「自分の得意なこと、苦手なこと」**
 - ・ 自分のプロフィールを作成する。
 - ・ 自分の好きなことや苦手なこと、友達の得意なことや苦手なことについて考える。
 - ・ 自分のプロフィールについて発表し合う。
- **3年生「卒業後の生活について①」**
 - ・ 3月に卒業した先輩について、進路先を知る。
 - ・ 学校での生活と社会での生活の違いについて考える。
 - ・ 社会生活でのルールについて考え、卒業までの生活に目標をもつ。



<事例2 職場見学> (全8時間)

- **事前学習 (2時間)**
 - ・ 見学先について (場所、作業内容、働いている人) 知る。
 - ・ 見学先での態度 (挨拶の仕方、話を聞く態度) を学習する。
 - ・ 見学先での質問 (仕事について、生活について) を考える。
- **職場見学 (4時間)**
 - ・ 職場見学をする。
 - ・ 職場見学先で、質問をする。
- **事後学習 (2時間)**
 - ・ 見学のまとめをする。
 - ・ 質問のまとめをして、掲示する。



<事例3 卒業生の講話> (全4時間)

- **事前学習 (1時間)**
 - ・ 講話を担当する卒業生について (事前紹介) 知る。
 - ・ 「就労移行」について、「一般就労」について知る。
 - ・ 「グループホーム」について知る。
- **卒業生の講話 (2時間)**
 - ・ 卒業生3～4名でのパネルディスカッションに参加する。
 - ・ 多様なケースの卒業生の話を聞く。
「長く同じ職場で勤めている」「グループホームで生活している」
「自動車免許を取得している」「離職して、また別の職場に就労している」など
 - ・ 「通勤方法」「職場」「仕事」「生活」「余暇」「給料」などについて質問をする。
 - ・ 後輩へのメッセージ「学生時代にやっておくべきこと」を聞く。
- **事後学習 (1時間)**
 - ・ 講話のまとめをし、感想を発表する。



1-3

現場実習

⑪ 現場実習の進め方

○現場実習とは・・・

学習指導要領では、「産業現場等における実習」と示されています。ここでいう「産業現場等」とは企業や福祉施設、公的機関等を指します。

学校によって、「職場実習」「産業現場実習」など呼び方が異なることもありますが、ここでは「現場実習」とします。

○現場実習の目的

学習指導要領では、「勤労の意義について理解するとともに、職業生活に必要な能力を高め実践的な態度を育てる。」と目的を示しています。

特別支援学校において、生徒の進路選択・進路決定を進めていく上で、この現場実習の機会は非常に大きな意味をもっています。

○現場実習の内容

- ・産業現場等における実習を通して、実際的な職業生活を体験する。
- ・産業現場等における実習を通して、職業生活に必要な事柄を理解する。

○現場実習の実施時期

おおむね、前期後期の年間2回実施されます。(下表参照)

時期としては、6～7月に前期、9月～10月に後期の実習が行われます。

※3年生では、特に就労に向けた実習として、この他の時期に随時実習を組むこともあります。

○現場実習の実施期間

2～3週間程度

○校内・現場実習

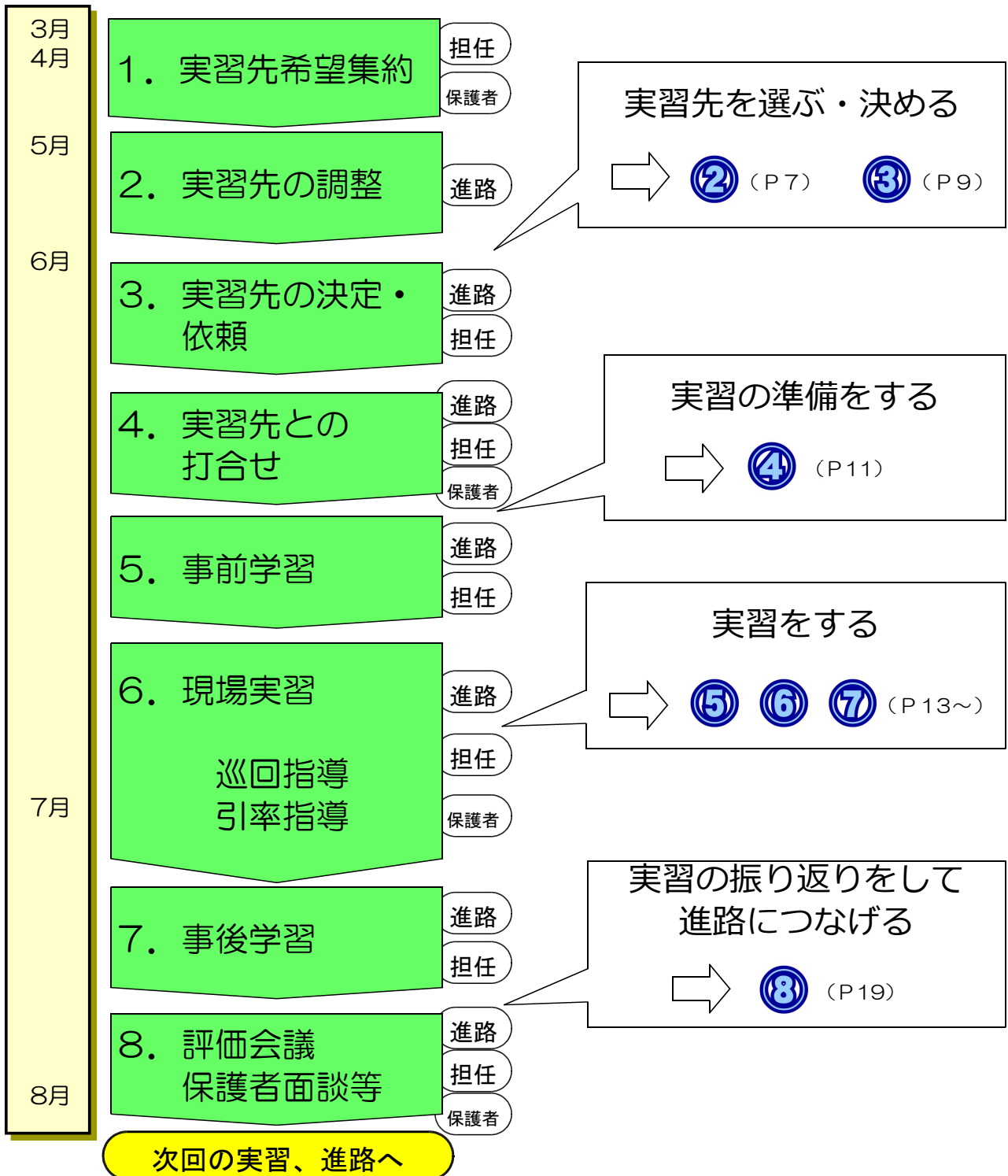
各校とも、実習の期間を設定する時に、「校内・現場実習」という形で実施することが多いようです。この場合の「校内実習」については、高等部の1年生と合わせて、様々な理由により現場実習を実施しない2・3年生も対象となります。

校内実習では、日常の作業学習を終日通して行う形式や実習時期だけの特設作業種として行う形式があります。1年生の生徒にとっては、校内実習は校内で働く力を身に付ける大事な機会となります。さらに、報告会で2・3年生の現場実習の様子を聞き、次年度以降の現場実習や将来の進路について考える機会になります。

県立特別支援学校（知的障がい）の現場実習日程一覧（令和5年度）

	前期現場実習期間	後期現場実習期間
盛岡となん支援学校	6/26～7/7	10/23～11/2
盛岡青松支援学校	6/12～6/23	9/28～10/6
盛岡峰南高等支援学校	6/5～6/23	9/14～10/6
盛岡みたけ支援学校	6/7～6/20	9/27～10/11
盛岡ひがし支援学校	6/12～6/23	9/25～10/6
花巻清風支援学校	6/7～6/20	9/27～10/11
前沢明峰支援学校	6/5～6/16	10/2～10/13
一関清明支援学校	6/12～6/23	10/10～10/20
気仙光陵支援学校	6/19～6/30	9/25～10/16
釜石祥雲支援学校	6/5～6/16	10/10～10/20
宮古恵風支援学校	6/5～6/23	10/2～10/20
久慈拓陽支援学校	6/5～6/23	10/2～10/20

前期実習を想定した進め方の例



「巡回指導」「引率指導」

生徒が現場実習を行う際に、学校の職員が実習先を定期的に訪問して指導・支援をします。これを「巡回指導」と言います。

また、実習先に職員が同行して、一緒に作業を行うなどしながら指導・支援を行うことを「引率指導」と言います。詳しくは、15ページ以降で紹介しています。

1

3

現場実習

②

実習先希望集約・調整

現場実習を進めるに当たって、生徒本人や保護者の希望を聞き取ります。

実習先希望の集約は、面談等での直接の聞き取りの他に、「進路希望調査」と合わせて行う方法もあります。いずれの進め方においても、日頃からの生徒本人や保護者への情報提供（進路だよりや進路学習会など）を行うこと、学校の考えを伝える機会をもち、情報の共有化を図ることが大切となります。

以下に、実習先希望の集約と調整を進める際のポイントを挙げます。

① 本人・保護者の希望

希望を集約する際には、保護者からだけではなく、本人の希望を聞くことが大切です。生徒の実態にもよりますが、「自分が実習先を考える」「自分が進路先を考える」ことで、自己選択・自己決定の機会をもったりすることができます。

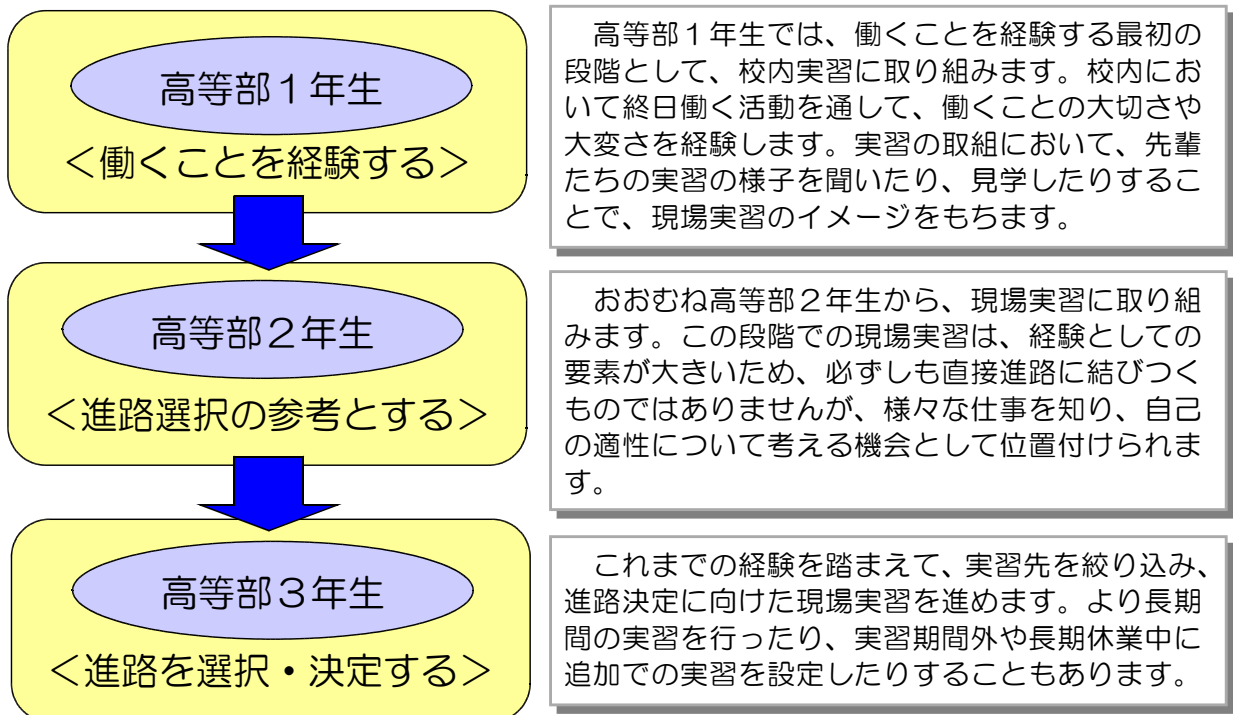
保護者については、情報量が少なく実習先を決める材料が乏しいために、学校側に委ねられることもありがちです。生徒の実態や適性、地域性などに応じて絞り込んだ情報を提供したり、随時見学の機会をもつことも有効です。

② 複数の実習先の経験を

生徒や保護者の中には、高等部入学時点で利用したい事業所が決定しているというケースがあります。これは、進路への関心の高さともとらえられますが、その理由として事業所のイメージや先輩の進路に起因していることが多いのも事実です。たとえ進路希望が決定している場合でも、生徒の視野を広げたり就労への可能性を検討したりする意味から、在学中に複数の実習先での経験をしておくことが大切です。

③ 段階的な現場実習の計画

現場実習を計画する上で、学年ごとの目標を共通理解して臨むことが大切です。



④ 実習先の調整

校内での実習先調整

実習先の希望を集約すると、1カ所の実習先に希望が集中してしまうことも少なくありません。そのような場合の対応として、次の2つが考えられます。

- ①進路決定に向けて、3年生の実習希望を優先する。
 - ②実習先に最大での受入れ可能人数を確認し調整する。
- これらを踏まえた上で、他校も含めた調整に入ります。



学校間の実習先調整

5ページの表にあるように、岩手県内においては、例年実習期間が複数の学校において重なっていることがあります。このような場合、事前に進路担当者間で調整の話し合いをもっておくことで事業所への依頼が円滑に進められます。

特に、盛岡市においては、市内に複数の支援学校があることや沿岸地域からの現場実習のニーズもあることから、調整会議の場を設定しています。〈校内での調整〉同様に、上記の2点の視点を基に、調整が図られています。

盛岡市以外の地域においては、その地域に拠点のある支援学校を中心に、実習希望の情報交換と調整が図られています。

このような調整を進める前段階として、進路担当者は、各地域で行われているネットワーク会議に出席して、その地域に在籍している各校の生徒の情報を共有しておくことで、進路担当者間の連携を円滑に進めることができます。

実習先調整の具体例

複数学年の生徒の希望が重複した場合

例1：A事業所での実習をB校の3年生が1名、C校の2年生が1名希望している。実習期間は2週間で、全く同じ日程である。

調整①：代表してB校の進路担当者がA事業所に確認したところ、2名同時の受入れも可能であるとのことなので、2名とも希望どおり実施した。

調整②：代表してB校の進路担当者がA事業所に確認したところ、受入れ可能は1名とのことなので、両校の進路担当者で協議の末、実習期間はB校の3年生を優先して実施。C校の2年生は、日程をずらして実施することにした。

同学年の生徒の希望が重複した場合

例2：D事業所での実習をE校の2年生が1名、F校の2年生が2名希望している。実習期間は2週間で全く同じ日程である。

調整①：代表してE校の進路担当者がD事業所に確認したところ、2名までであれば同時に受入れ可能とのこと。両校の進路担当者で協議の末、1週間ずつの実施とし、1週目にE校の1名、2週目にF校の2名が実習することになった。

1**3****現場実習****③ 実習先の決定～打合せ**

実習先の決定～依頼～打合せの流れ（例）

1. 実習先の決定

実習先希望調査や面談、その後の調整を経て、実習先が決定します。

実習開始の1ヶ月前程度を目安に進められるとよいでしょう。

2. 実習先への依頼

決定した実習先に依頼文書を送付します。次の打合せ時に直接手渡しする方法もあります。

依頼文書には、実習の計画（日程、時間等）、実習生氏名、実習担当者連絡先などを記載します。

3. 実習先との打合せ①

- ・進路担当者
- ・実習先担当者

実習先との打合せの機会を設定します。はじめに、実習生の状況について説明をします。新規に依頼する実習先の場合は、初回訪問時に学校の概要や現場実習の目的と合わせて先に説明しておくといよいでしょう。

4. 実習先との打合せ②

- ・実習生 ・保護者
- ・担任 ・進路担当者
- ・実習先担当者

実習日が近づいてきたら、実習生本人や保護者、担任も交えて実習の内容について、具体的な打合せの機会をもちます。作業場の見学等も兼ねて行えるとよいでしょう。



実習前の打合せの進め方

現場実習を円滑に進めていくためには、実習先との事前の打合せをしっかりと行うことがとても重要になります。

前ページで示しているのは、進め方の一つの例ですが、実習先によっては頻繁に長い時間の打合せを設定できない場合もありますので、その場合には要点を絞って提案していくことも必要になります。毎回実習を受入れていただいている事業所に対しては、前回の打合せ内容をベースにしながらかつ打合せを進めると、効率的に進めることができます。

打合せで確認することは、次の内容です。(下表参照)

「実習先の基本情報（担当者、住所、電話番号）」 「実習期間」 「実習時間」
「実習内容」 「持ち物、服装」 「通勤手段」 「必要経費」 など

実習生は、メモ帳を持参してメモを取るようにします。可能であれば、質問事項等も、実習生が直接やりとりをできるようにし、実習への自覚を促します。

打合せをしたことは、学校に戻ってから確認をまとめて、実習日誌に綴っておきます。

実習初日は、実習生はとても緊張しています。初日の不安材料をなくすために、出勤時の入り口や当日の実習担当者のスケジュールなども確認が必要です。

【「現場実習打合せシート」記入例】

実習先	〇〇スーパー	担当者名	店長 △△さん
住所	盛岡市〇〇町		
電話番号	〇一九-		
実習の内容について			
実習期間	6月16日(月)から 6月27日(金)まで 10日間 ※休日 土曜日、日曜日		
時間	9時 30分 から 16時 00分 まで ※休憩時間 12時 00分 から 13時 00分まで 14時 30分 から 14時 45分まで		
実習内容	青果部門(野菜、果物の袋詰め)		
服装	出勤・退勤時 (制服) 作業時 (エプロン着用)		
持ち物	実習日誌、筆記用具、メモ帳、弁当、Suicaカード		
通勤方法	路線バス 朝：〇〇バス停 8：40発 △△バス停 9：00着 帰：△△バス停 16：20発 〇〇バス停 16：40着		
必要経費	バス料金 片道240円 (Suicaカード使用)		
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・出勤時は社員出入り口より入り、事務室に挨拶をする。 ・エプロンは、店舗より借用する。最終日に持ち帰り、洗濯をして返却する。 		

1-3

現場実習



事前学習

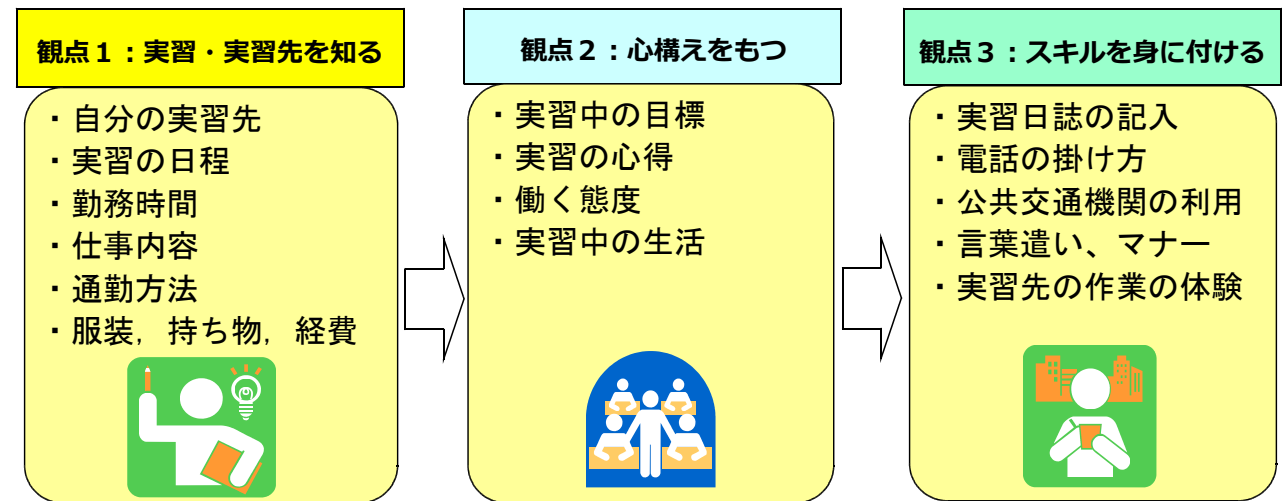
現場実習の事前学習においては、はじめのオリエンテーションで現場実習の一連の流れを生徒に提示し、その後の現場実習に向けての取組に見通しをもてるようにするとともに、生徒自身が目的や目標をもって現場実習に臨めるように指導することが大切です。

現場実習の事前学習は、進路学習の一環としても捉えられるので、年間の進路学習計画の中に位置付けながら、働くことへの意欲や態度を育てていく大事な機会となります。

事前学習で取り上げる項目は、大きく「**実習・実習先を知る**」「**実習への心構えをもつ**」「**実習に必要なスキルを身に付ける**」の3つの観点に分けられます。さらに、それぞれの項目の中には、以下の図のような学習内容があります。

次ページに現場実習事前学習の指導計画例を載せました。指導計画と3つの観点の関係性を見ていくと、**観点1「実習・実習先を知る**」ことから始まり、次に**観点2「心構えをもつ**」こと、そして**観点3「スキルを身に付ける**」ことへと発展しています。おおむねこのような流れの中で、学年と生徒の実態や実習先（福祉施設・企業）によっても段階的な学習内容の設定が必要となります。全体での学習の後は、学年もしくは学級単位での学習形態をとりますが、学年や学級の枠を超えた実習先ごとのグループ別学習も有効です。

実習の心得については、各校でこれまでの実習を踏まえた内容が作成されています。実習先からの評価や助言なども参考にしながら、実習に向けて必要な事項をまとめていくと良いです。



- 実習の心得**

 - 1 休まないで仕事に行くこと
 - 2 仕事はまじめに集中して取り組むこと
 - 3 実習先の人の話をきちんと聞くこと
 - 4 自分から進んで動くこと
 - 5 作業は向上心をもって取り組むこと
 - 6 自分の持ち物をしっかり管理すること
 - 7 毎日、けがや病気をしないように気を付けて過ごすこと
 - 8 あいさつをきちんとすること（具体例を提示）

盛岡みたけ支援学校作成

現場実習事前学習指導計画例（計7時間）

単元・観点	学習内容	教材・留意点等	学習形態
1. オリエンテーション 観点1：実習・実習先を知る 【1時間】	<ul style="list-style-type: none"> 現場実習の日程を知る。 現場実習の目的について知る。 事前事後学習の日程と内容を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> プレゼンテーションやプリントを用いて進める。 	全体
2. 学年・学級別オリエンテーション 観点1：実習・実習先を知る 【1時間】	<ul style="list-style-type: none"> 自分の実習先について知る。 学年や学級の友達の実習先を知る。 	<ul style="list-style-type: none"> 昨年度の実習や働いている卒業生の画像や動画を用いて実習先のイメージをもてるようにする。 	学年学級
3. 実習に向けて① 観点1：実習・実習先を知る 観点2：心構えをもつ 【1時間】	<ul style="list-style-type: none"> 打合せの内容から、自分の実習先についての具体的な情報をまとめる。 現場実習に向けて、自分の目標を設定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 自分でまとめるのが難しい生徒は、教師がまとめながら確認をする。 実習日誌の前回の実習での目標や反省、普段の作業日誌の反省等を参考にする。 	学年学級グループ
4. 実習に向けて② 観点2：心構えをもつ 観点3：スキルを身に付ける 【1時間】	<ul style="list-style-type: none"> 実習先での心得について知り、実習に向けての心構えをもつ。 実習時の正しい服装や礼儀作法について習得する。 実習中の注意事項について確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「実習の心得」を参照する。 礼儀作法は、実際の動きを交えて指導する。 各実習先での注意事項を提示し、確認する。 生徒の実態に応じて、実習先の作業の体験を取り入れる。 	学年学級グループ
5. 実習に向けて③ 観点2：心構えをもつ 観点3：スキルを身に付ける 【1時間】	<ul style="list-style-type: none"> 実習中の生活について考え、帰宅後や休日の過ごし方を知る。 実習終了後の連絡の仕方、電話の掛け方を練習する。 実習日誌の書き方を練習する。 	<ul style="list-style-type: none"> 先輩の例を挙げ、卒業後の生活にも触れながら、休養とリフレッシュの両面の過ごし方を取り上げる。 帰宅報告の仕方は、マニュアルを用意して、実際に練習してみる。 実習日誌については、普段の作業日誌と様式をリンクさせると書きやすい。 	学年学級グループ
6. 結団式の準備 【1時間】 観点2：心構えをもつ	<ul style="list-style-type: none"> 事前学習のまとめをする。 結団式での発表を練習する。 	<ul style="list-style-type: none"> 発表用の様式を用意する。 実態に応じて、写真や具休物を用いた発表を工夫する。 	学級グループ
7. 現場実習結団式 【1時間】 観点2：心構えをもつ	<ul style="list-style-type: none"> 友達や教師の前で実習に向けた決意を発表する。 	<ul style="list-style-type: none"> 話を聞く態度についても指導する。 他の生徒の発表にも興味をもてるように支援する。 	全体
最終確認 ※帰りのHRなど	<ul style="list-style-type: none"> 学校からの持ち帰り品、持ち物の確認をする。 		学級

1

3

現場実習

⑤ 巡回指導の進め方

現場実習を進めるに当たり、実習中の巡回指導において学校（進路指導担当者、担任）、保護者、支援機関（障害者就業・生活支援センターやハローワークなど）など、支援者のきめ細かい支援が実習を成功させる重要なポイントとなります。

<巡回指導の目的>

巡回指導を「実習生」「学校」「実習先」の3者の立場から見たとき、それぞれ以下のような目的・意義をもっています。

実習生：実習先での不安や悩みを解消し、安心して現場実習を進めることができる。

学 校：生徒の実習中の様子や実習以外の様子をしっかりと確認・把握し、就労後の生徒の働き方全般（勤務時間、仕事内容等）を考慮するための資料を得る。

実習先：学校の担当者と実習の状況について情報交換することにより、安心して円滑に実習を進めることができる。

<巡回指導のポイント>

巡回指導では、生徒の健康状態や疲労の程度、作業の状況、職場での対人関係、挨拶や返事言葉遣い、休憩時の過ごし方、昼食時の様子等について観察したり、担当者に聞いたりして把握し、本人に対して適切な指導を行うことが大切です。

【平成7年 文部省 作業学習指導の手引（改訂版）】

巡回指導のチェック項目

1 実習日誌

- ・毎日担当者に提出しているか
- ・保護者は記入しているか
- ・実習生は毎日記入しているか

※日誌を確認できない場合は、担当者に日誌の記入状況をたずねる

2 身だしなみ

- ・定められた服装で作業しているか
- ・洗髪、歯磨き、洗顔等はできているか

3 現場担当者からの聞き取り

- ・遅刻の有無
- ・挨拶はできているか
- ・「報(告)・連(絡)・相(談)」(ほうれんそう) はできているか
- ・作業の様子（素直に指示に従っているか、時間によって取り組み方が変わるなどのむらはないか等）

4 その他、様子を見て気付いたこと、指導したこと、特記事項等

巡回指導は進路担当と担任教員らが交代で行う場合が多いので、お互いの引き継ぎ資料として記録しておく。

また、生徒や企業の様子から、今後実習を進めるにあたって、巡回の回数を増やした方がよい場合、あるいは付き添いを取り入れた方がよい場合などがあれば、現場担当者にそのことを提案・相談したり、学校に持ち帰って検討し、早めに対応する。



「キャリア教育の充実と障害者雇用のこれから」（尾崎・松矢）より

巡回指導の基本的な流れ ※2週間の場合

実習生への指導

事業所への対応等

実習初日

実習生、事業所共に不安なく実習がスタートできるように支援する

- ・可能であれば、生徒の出勤時間に合わせて訪問する
- ・持ち物や服装の確認
- ・健康状態の確認
- ・担当者や現場の方への挨拶の指導
- ・一日の流れや退勤時間の確認

- ・担当者や現場の方への挨拶
- ・前半の作業等の見守りと必要に応じた補足説明等
- ・次回訪問予定の確認

実習第1週目

仕事や職場への定着状況を確認し、実習生への指導や事業所への支援を行う

- ・「巡回指導のチェック項目」に即した確認
- ・仕事場面以外での様子の聞き取り（話し相手、昼休みの過ごし方など）
- ・実習日誌や現場の方の話に基づいた励まし
- ・定着状況に応じた、巡回計画の柔軟な見直し

- ・「巡回指導のチェック項目」に即した確認
- ・仕事場面以外での様子の聞き取り（話し相手、昼休みの過ごし方など）
- ・仕事や職場への定着状況を受けての具体的なアドバイス（指導の具体例、指導示範）

実習第2週目

仕事の習熟状況を確認し、実習生への指導や事業所への支援を行う

- ・「巡回指導のチェック項目」に即した確認
- ・最終日を目標として、作業の量や質を向上させることへの具体的な励まし

- ・「巡回指導のチェック項目」に即した確認
- ・前回の訪問で課題等があった場合、その解決状況の確認
- ・就労やサービス利用の可否についての確認（状況に応じて）

実習最終日

実習期間を振り返りまとめをする

- ・実習についての振り返り、自己評価の聞き取り
- ・担当者や現場の方へのお礼の指導

- ・実習生の評価についての聞き取り
- ・担当者や現場の方への挨拶



現場実習中の「保護者の見学会」

「巡回指導のチェック項目」にあるように、実習日誌に保護者からのコメントが記入してあるかどうかは、見落としがちなポイントです。実習生が保護者に実習日誌を見せられていることの確認にもなりますので、担任から保護者に記入を働きかけましょう。

さらに、進路選択の参考となるように、現場実習の機会に保護者の見学を実施することも有効です。実習の1～2週目の巡回で、できれば担任と保護者が一緒に見学することで、実習先での活動に理解を深めていただくことができます。事業所側にとっても、保護者の顔が見えることで、実習日誌でのやりとりだけでは得られない安心感をもつことができます。

1-3

現場実習

⑥ 巡回指導の留意点

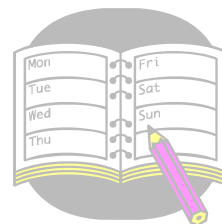
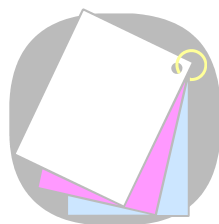
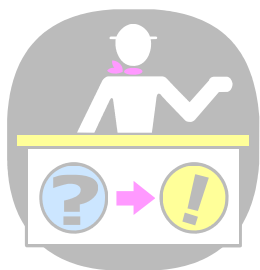
生徒への事前指導に当たっては、学校の代表として実習に望むことの自覚を促します。実習先は、その生徒だけでなく、これまで数多くの先輩たちを受入れていただき、今後も後輩たちが実習をお願いしていく貴重な社会資源となります。相手方に失礼のないような挨拶や態度など、社会人としてのマナーが求められます。

また、教職員にとっても、様々な実習先の巡回を行う現場実習期間は社会と交わる貴重な機会です。そして、教職員にとっても、「学校の代表」としての心構えが必要であると言えます。次に示す、「現場実習巡回指導十箇条」では、実習中の指導だけではなく、日常的な学校の指導を見つめ直すよい視点が盛り込まれています。

現場実習巡回（引率）指導十箇条

- ・現場実習は、先方の好意により実施できます。十分気を引き締めて臨みましょう。
- ・巡回時の服装はきちんとしましょう。 ※（引率指導では、動きやすい服装）
- ・実習先住所・電話番号の確認、道路状況・駐車場の有無を調べるなどの事前準備をして余裕をもって臨みましょう。
- ・約束の10分以上前の訪問や遅刻は先方に失礼です。到着が早すぎた場合には、時間調整をして、訪問しましょう。
- ・巡回指導の回数・時間は、事前に先方と打合せ、必要最低限で効率よく行き、先方の迷惑にならないよう心がけましょう。
- ・実習生には「〇〇ちゃん」やあだ名などでは呼ばずに、社会で通用する呼称をしましょう。
- ・実習にあたっては、家庭や個人の情報については、必要最低限の提供にとどめましょう。ただし、本人を支援するための方法等については積極的に助言や依頼をしましょう。
- ・巡回指導で得た情報は、情報交換の場を設け、学校教員間で共有し、先方とトラブルのないようにしましょう。
- ・ビデオや写真の撮影は、事前の許可だけでなく、必ずその場でも許可を受け、実習生以外は撮らないように配慮しましょう。
- ・問題が発生したときは、その場で学校へ連絡し、速やかな対応を心がけましょう。

「改訂版 より良い現場実習に向けて 実習マニュアル手引書」（神奈川県立総合教育センター）より



巡回指導Q&A

Q 1 巡回指導1回当たりの滞在時間は、どれくらいと考えたら良いですか？

A 1 実習先の状況にもよりますが、長時間の滞在はご迷惑になります。10分から20分程度を目安にします。実習生の対応などで、アドバイスを求められるような場合や打合せが必要な場合には、その都度対応します。工場や飲食店など、訪問に対して手間をかけさせてしまうような現場では、訪問回数を含めて職員間で共通理解をして巡回計画を立てましょう。

Q 2 店舗での実習を行うのですが、巡回指導の際の出入りはどこから入れば良いですか？

A 2 実習前の打合せ時に、生徒の出勤の際の出入り口と合わせて確認しておきましょう。また、一般のお客様の出入り口から入った場合でも、事務所等に一言声を掛けてから実習生の現場を訪問するようにしましょう。

Q 3 実習先を訪問した際に、自校の卒業生や他校の卒業生についての相談を受けました。どのように対応したら良いでしょうか？

A 3 一般的な障がいについての理解や対応については、可能な範囲で相談に乗りましょう。より具体的な対応が求められるようなケースや個人的な事情を挟むケースについては、持ち帰って進路担当者に伝え、他校の進路担当者や関係機関に引き継ぐようにしましょう。

巡回指導失敗事例



事務所に挨拶をせず、直接現場に出向いた。実習生が一人で作業をしていたので実習生とだけ話をして写真を撮って帰ってきた。

- ・担当者が急に不在になる場合もあります。その場合も、事務所等には必ず一声を掛けましょう。事業所側での訪問の受入が難しい場合は、訪問日を改めましょう。
- ・事業所によっては、撮影許可が出ない場合もあります。必ず確認してから撮影しましょう。



訪問時間を約束していたが、早く到着してしまったので、約束の30分前に訪問した。

- ・事業所の方は、忙しい中で時間の都合を付けていただいています。約束より極端に早い時間の訪問は避けましょう。時間に遅れそうな場合には、電話でその旨を伝えておきましょう。

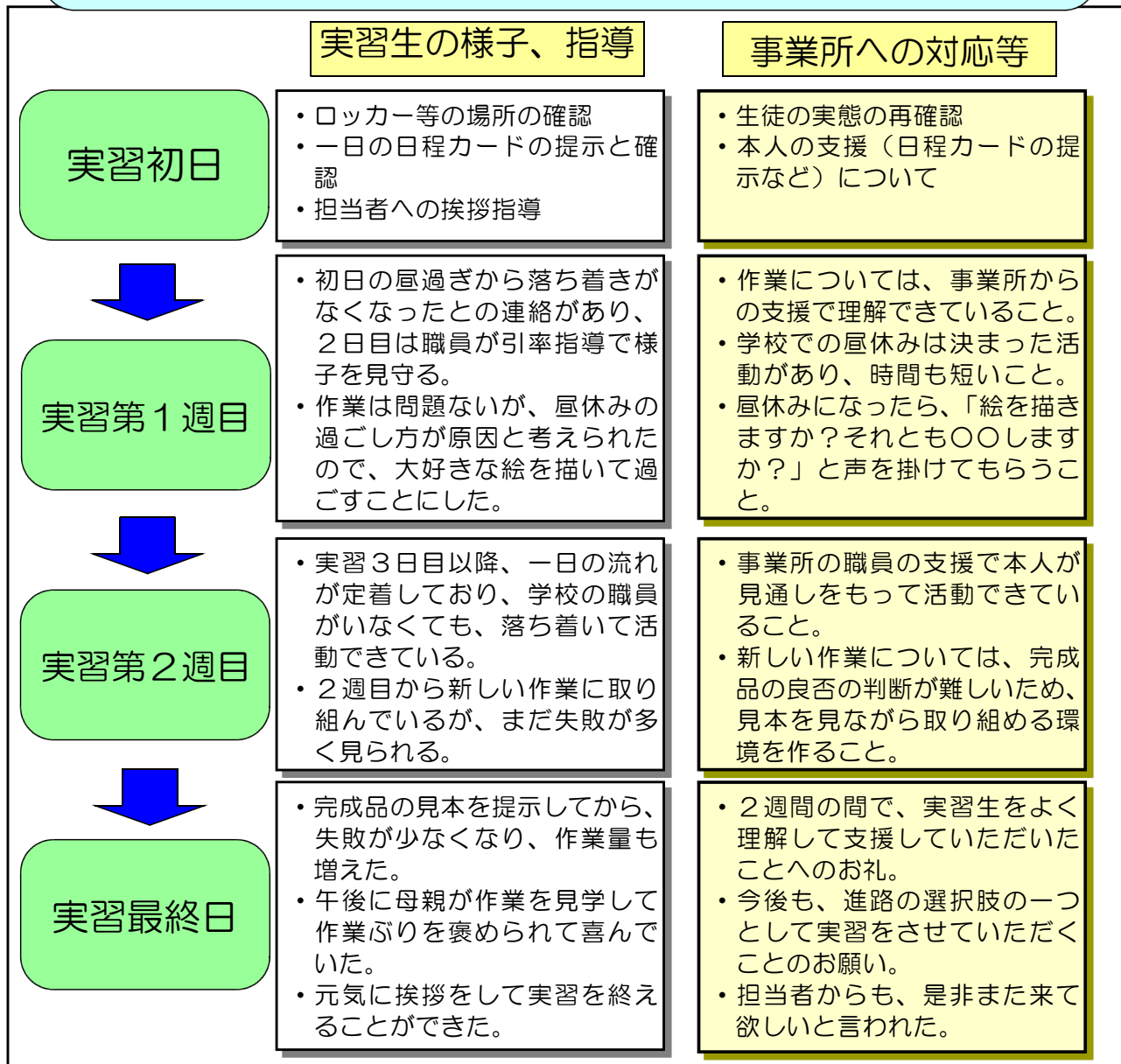


実習先事業所の駐車場に空きがなかったので、路上に駐車して訪問した。

- ・短時間であっても、違反したことによって事業所側にも不快な思いをさせてしまうこともあります。近隣の駐車場等を利用しましょう。

巡回指導の実践事例①

～就労継続支援B型事業所で実習したA女（高2：自閉症）～

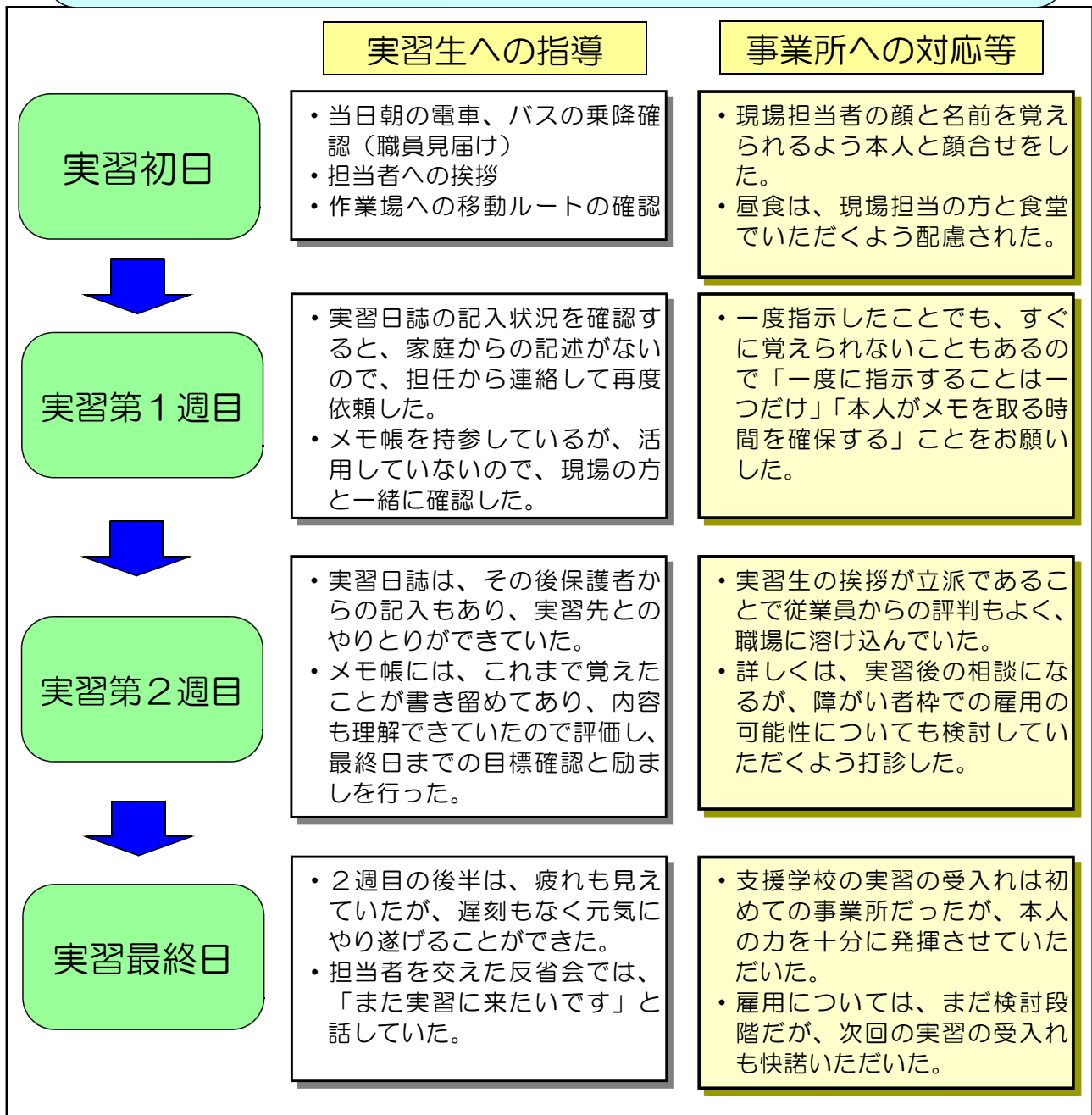


この実習を振り返って

今回の実習は、A女にとっては初めての現場実習であり、環境の変化からくる不安定さも想定されていた。本人、母親も含めた実習先での打合せを行い、事前指導でも実習先での活動について画像等を用いながら、見通しをもてるように支援していった。

事業所の方に支援していただき、本人の手先の器用さもあって、作業はすぐに習得できたが、昼休みの過ごし方が分からず、戸惑っていたようだった。事業所が本人の様子の変化に気付いて学校に相談し、それを受けた学校側が当初の巡回計画を柔軟に見直した対応を図ったことにより、実習生が早い段階で実習先での生活に適應することができた。その後も、作業の支援の仕方を提案するなど、巡回・引率指導を通して、学校と事業所が連携した実習を展開することができた。

巡回指導の実践事例② ～一般事業所で実習したB男（高3：知的障がい）～



この実習を振り返って

この実習では、事業所にとって支援学校の実習の受入れが初めてだったこともあり、事前の打合せでも生徒の障がい特性など、詳しく情報交換をしながら理解を深めていただいた。

実習先の開拓の時点で、現場を見学した際に適性に合った仕事の洗い出しができていたので、仕事の定着もスムーズだった。生徒のよさ（挨拶が立派）が、現場で好印象を生んでおり、周囲の従業員のコミュニケーションにも影響しているという話は、意外な収穫だった。具体的な支援の手立てについても、その都度確認をしながら対応できたのが成功につながった事例である。

1-3

現場実習

⑧ 事後学習

現場実習終了後の事後指導では、生徒自身の振り返りの指導は不可欠です。事前指導で扱った指導内容（実習での自己目標や留意すべき事項等）についての自己評価では、実習への反省を促すとともに、自己の長所に気付かせることでその後の生徒の進路や新たな目標（抱負）へとつなげることが大切です。

また、生徒自身と実習先の評価結果を踏まえて、担当者自身も現場実習の企画や指導計画について評価を行うことが重要です。

担当者が、事前指導から事後指導に至る一連の活動を総括することにより、次年度の現場実習計画の立案や指導に活かしていくことが求められます。

「障害のある子どもへの進路指導・職業教育の充実に関する研究」（国立特別支援教育総合研究所）より

事後学習の進め方の例

項目	主な内容	学習形態
①実習の振り返り	・実習日誌の記録や画像等を見て実習の振り返りを行う。	学年級
②実習の反省 ③実習の評価	・実習前に設定した目標等に基づいて、良かった点や改善すべき点を考える。 ・実習の評価表に基づいて、自己評価を行う。	学年級 グループ
④実習先への感謝 ⑤これからの生活	・実習先へのお礼状を作成する。 ・将来の進路、生活、これからの学校生活について考える。	学年級 グループ
⑥報告会の準備	・報告会に向けての発表準備をする。 ・1～3年生に自分の実習を報告する	学部全体

現場実習の振り返りの例

1. 実習中に遅刻や欠席がなかったか？
2. 実習中の健康管理はしっかりできたか？
3. 実習の目標について達成できたか？
4. 実習中に職場の人から注意されたことは？ その後、注意を守り、直すことができたか？
5. 今回の実習で大変だったことや困ったことはあるか？
6. 今回の実習をやり終えて、今どんな進路希望をもっているか？
7. これから次の実習（卒業）までにがんばること（目標）は？

現場実習評価の在り方

- 生徒にとって
 - ・自己の適性を確認したり、今後学ぶことや身に付けること等を知ることができる評価
- 保護者の方にとって
 - ・子どもの生き方や家族の支援、就労観を具体的に考え、家庭における生活習慣を見直す機会となる評価
- 学校にとって
 - ・生徒一人一人の指導内容の検討、個別の教育支援計画、個別の指導計画の見直しにつながる評価
 - ・職業教育や実習の実施計画、指導体制等の見直しにつながる評価
- 企業や関係機関等にとって
 - ・障がいのある生徒への指導や適切な職場環境づくりにつながる評価

実習先に依頼する評価表として、次のようなものが考えられます。ここでは、現場実習の評価を「作業場面の評価」と「生活場面の評価」に分けて記載しました。また、生徒自身への評価表の活用を想定して、評価基準の文章表記を内容によって、分かりやすくした表現で括弧内に記入しました。

評価段階	<実習先> A：とても良い B：大体良い C：普通 D：あまり良くない E：良くない
	<生徒> ◎：よくできた ○：できた △：あまりできなかった ×：できなかった

現場実習評価表（例）

場面	評価項目	評価基準	実習先	
			生徒	
作業場面の評価	意欲	意欲的に作業ができる（やる気をもって作業できる）		
	根気	根気よく作業ができる（あきずに作業ができる）		
	正確性	正確に作業ができる（間違えずに作業ができる）		
	能率	能率よく作業ができる（手早く作業ができる）		
	作業理解	作業の内容を理解できる（作業のやり方がわかる）		
	指示理解	作業の指示を素直に聞くことができる（実習先の人のお話を素直に聞くことができる）		
	準備・後始末	準備や後片付けができる		
	質問・報告	自分から質問や報告ができる		
生活場面の評価	挨拶	自分から挨拶ができる		
	返事	はっきりと返事ができる		
	身だしなみ	身だしなみがきちんとできる		
	時間	時間を守ることができる		
	人間関係	協調性をもった行動ができる（周りの人と仲良くできる）		



評価会議の実施

現場実習での評価は、個別の指導計画に反映することで、その後の作業学習をはじめとした学校教育全体へ生かすことができます。

このような実習評価を基にして、学部や学年での「評価会議」を実施し、生徒一人一人の評価について全体で共有を図ることは、フィードバックを進めていく上でさらに有効な手立てであると言えます。



また、同じように、現場実習の評価については、進路面談等の機会に保護者との情報共有を図り、進路の方向性について話し合うようにしましょう。

1

4

情報収集・情報提供

進路指導を担当する職員にとって、社会情勢の変化をとらえたり、関係諸機関との連携を密にしたりしながら、情報収集をしていくことが必要です。

また、得られた情報を職員・保護者・生徒に提供しつつ、共有していくことが大切です。

情報収集の方法についてQ&A

Q 1 障害者福祉サービスの利用の仕方や、地域にどのような施設、サービスがあるのかわかりたい。

A 1 学校によって作成されている「進路の手引き」等を活用して基本的な情報を押さえて、具体的なサービスや活動内容については、進路担当者から詳しい情報を聞くようにしましょう。

岩手県のHPには、障害福祉施設の一覧が掲載されており、随時更新されています。

また、福祉医療機構が運営する「ワムネット」のHPでは、全国の障害福祉施設の一覧や各都道府県の障がい者に関するニュースが閲覧できます。

○岩手県HP 指定障害福祉サービス事業所・障害福祉施設一覧

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/shougai/jigyousha/1004057/1004058.html>



○WAM NET (ワムネット)

<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>



Q 2 障害者雇用の事例について知りたい。

A 2 独立行政法人高齢・障害者・求職者雇用支援機構で発行されている月刊誌「働く広場」には、様々な職場で働く障がいのある方の事例や特別支援学校との連携が紹介されています。また、同機構のHPには、障害者雇用制度についての情報や各種資料等が掲載されています。

○独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED) 岩手県支部
岩手県障害者職業センター

<https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/iwate/>



Q 3 現場実習の受入れ可能な事業所が知りたい。

A 3 岩手県では、平成26年度より「企業との連携協議会」の取組の一環として、「いわて特別支援学校就労サポーター制度」をスタートさせました。サポーター登録企業（現場実習協力企業）については、順次公開されていきます。

※詳細は、第2章「企業との連携協議会」（30ページ）を参照

また、地域においては、ハローワークや障害者就業・生活支援センター、自立支援協議会等との連携により、実習先の開拓がされています。

※詳細は、第2章「進路・職場開拓」（28ページ）を参照



保護者からの情報を有効に

学校から保護者に情報を提供するだけでなく、保護者から貴重な情報が得られることがあります。地域の新しい施設の立ち上げ情報や、実習の受入れ先など、日頃から保護者との連携を密にして、互いに情報を提供し合えるような関係作りが必要です。

情報提供の方法例（対象）

1 回数	2 時期	3 内容	4 ポイント
------	------	------	--------

進路の手引き（職員・保護者・生徒）

- 1 年に1回発行します。
- 時期は、年度初めの進路希望調査に合わせて配付します。
- 内容は、地域の福祉サービスや福祉制度について記載されています。職員の学習会や保護者への説明会用の資料として活用するのも有効です。
- 紙面で配付するほか、職員向けには校内での掲示や校内LANでの配信、学校HPへの掲載などの方法で周知されています。

進路通信（職員・保護者・生徒）

- 年間で3～5回程度発行します。
- 時期は、年度初めと年度末、その他進路に関する行事（現場実習、学習会など）の後などに設定します。
- 内容は、地域の新しい福祉サービスの紹介や制度等の改正のお知らせ、進路に関する行事のお知らせや報告などを取り上げます。
- 紙面で配付するほか、校内での掲示や校内LANでの配信、学校HPへの掲載などの方法で周知されています。

進路学習会・研修会（職員・保護者）

- 年間で1～2回程度実施します。
- 時期は、長期休業中など学校の進路指導計画に合わせて実施します。
- 内容は、外部講師（ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの担当者）による、卒業後の進路の状況や社会の動向について取り上げます。
- 実施前の質問事項の聞き取りや、終了後のアンケート集約により、職員や保護者のニーズに応じた実施を心掛けます。

施設・職場見学会（職員・保護者）

- 年間で1～2回程度実施します。
- 時期は、長期休業中など学校の進路指導計画に合わせて実施します。
- 地域の新規の事業所や卒業生が働いている事業所、他地域で先進的な取組が見られる事業所などを見学します。
- 現場実習中に、実習先の見学として設定する方法も有効です。

1

5

移行支援会議の進め方

各校において作成されている「個別移行支援計画」は、学校で作成・活用してきた「個別の教育支援計画」を卒業後の進路先や地域生活等の見通しがもてた段階において、卒業後の移行に視点を置いて、内容を具体化したものです。

個別移行支援計画は、本人にかかわる保護者、職場の人、就労支援機関や福祉の担当者、医師、余暇生活の関係者、地域の関係者、担任等が支援者となって、支援会議をとおして本人の卒業後の生活をどのように支えるか人的環境や物理的環境を整えるように作成されています。

個別移行支援計画を基にして、移行支援会議を実施することにより、卒業後、学校のアフターケアを含めて複数の支援機関によるネットワーク支援が可能となり、本人の希望が実現しやすくなります。その理念は就労支援と生活支援の一体化です。安定した就労生活の継続や一層の充実のためには、働くことへの支援だけでなく、生活を整えて豊かにする生活支援が行われることが大切です。

「進路指導・支援」(吉田・藤田・関口・進路指導21研究会)より

移行支援会議を円滑に進めていくために、以下のポイントに気を付けましょう。

移行支援会議を進めるためのポイント

① 日常的なネットワーク作り

地域の関係機関と日頃から密に連絡をとり、組織同士としての学校と関係機関の信頼関係を発展させることが大切です。そのため、各市町村の障害者自立支援協議会、ハローワーク主催の雇用担当者会議等の会議に積極的に参加し、関係機関から情報収集したり、学校からも発信したりすることが大切です。特に、学区域内市町村の障害者自立支援協議会には、進路担当の参加が求められます。

② 本人を中心に据えたネットワーク作り

各関係機関の担当者同士の信頼関係だけでなく、本人や家族と各関係機関担当者との信頼関係がとても重要です。

③ 必要に応じて在学中からのケース会議の設定

生活基盤を整える生活支援が卒業直後から必要なケースについては、在学中から地域の関係機関とケース会議を積み重ねておく必要があります。

④ 学校から地域へのゆるやかな移行支援

関係機関との信頼関係を発展させるためには、「任せる」というスタンスは禁物です。卒業後においても、特に学校から社会への移行期は、学校と関係機関が協力しながら本人や家族への支援を行い、徐々に支援の重心が学校から地域の関係機関に移っていくようにするとよいでしょう。

⑤ 本人、家族を交えた会議の設定

可能な限り、本人、家族、関係機関が集まって話し合う場(支援会議)を開催することが望ましいでしょう。支援会議はお互いの顔の見えるネットワークを発展させ、課題解決に向けて一同の意識が深まります。必要に応じて、関係機関だけの支援会議をもつことも必要です。

移行支援会議の実施事例① ～就労継続支援B型事業所への移行～

事例の概要：生徒本人は、高等部3年生普通科通常学級在籍。家庭での養育に困難があるため、児童施設に措置入所をしている。卒業後の進路は、市内の就労継続支援B型事業所の利用、生活の場は、児童施設から入所施設への移行が決定している。

参加者：本人、児童施設担当者（保護者）、進路指導担当者、学級担任、児童相談所担当者、進路先施設担当者、入所施設担当者、市福祉課担当者、相談支援専門員

会議の内容：本人は、これまでの現場実習の経験でB型事業所の利用を希望している。将来は就職したい希望をもっているため、同事業所内で行っている就労移行支援事業にも挑戦したい気持ちがある。

本人の希望に沿って、担当者間で今後の支援内容を検討し、支援の役割分担を行った。就労に向けては、B型事業所内での訓練プログラムの実施から、モニタリングでのアセスメントを継続していく。生活の場については、グループホームへの移行も検討しながら、基本的な生活習慣の確立と生活経験の拡大を図っていくこととした。

移行支援会議の実施事例② ～一般就労への移行～

事例の概要：生徒本人は、高等部3年生普通科通常学級在籍。寄宿舎を利用して学校に通っており、卒業後は自宅から通える場所にある一般企業への就労が決定している。就労先企業からジョブコーチ支援の要望があり、障害者職業センターでの職業評価を実施している。

参加者：本人、保護者、進路指導担当者、学級担任、企業担当者（人事担当者、現場担当者）ハローワーク担当者、障害者職業センター（カウンセラー、ジョブコーチ）、障害者就業・生活支援センター（就業支援ワーカー）

会議の内容：本人は、複数回現場実習を経験した一般企業への就職が決まったことをとても喜んでおり、一生懸命働きたいことを話していた。保護者は、本人の気持ちを尊重し、家庭生活において本人の相談相手として、サポートしていきたい旨を話していた。企業の担当者からは、仕事ぶりについては現場実習で理解できていることを評価した上で、会社にとって初めての障害者雇用であるため、ジョブコーチ支援を活用し、職場での人間関係の構築などのサポートをお願いしたいとのことだった。職場への定着支援については、学校のアフターケア担当とジョブコーチ、就業支援ワーカーが連携を取りながら進めていくことを確認した。



移行支援会議において「本人の希望を把握する」

① 4つの分野で幅広くとらえる

「家庭生活」「進路先の生活」「余暇・地域生活」「医療・健康」

② 潜在的な希望に目を向ける

本人が語る希望以外の潜在的な希望を、家族を含めた身近な支援者が引き出してあげることが大切

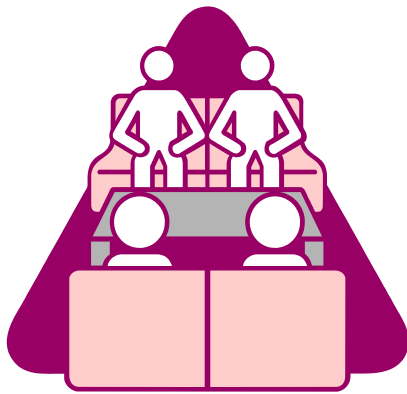
③ 可能な支援内容を本人に具体的に提示する

具体的な支援内容が見えることで、本人が自分の希望に気付くことも

④ 自立に向けてという観点で、希望把握を深める

時には本人の思いと親の思いが一致しなくても、親の希望とは区別された本人の希望をしっかりと把握することが大切

「キャリア教育の充実と障害者雇用のこれから」（尾崎・松矢）より



第 2 章

関係諸機関との連携



2-1

進路・職場開拓



生徒の現場実習先の確保としての「職場開拓」と進路先の確保としての「進路開拓」を総称して、ここでは「進路・職場開拓」とします。

進路・職場開拓については、学校単独で行う方法と、関係諸機関との連携により行う方法があり、各校で工夫を図りながら進められています。ここでは、特に関係諸機関との連携による進路・職場開拓の在り方について説明します。

ハローワークとの連携

ハローワーク（正式名称：公共職業安定所）は、安定した雇用機会の確保を目的として、県内10カ所に設置されており、職業紹介などの業務をしています。

障がい者の雇用に関しては、専門職員が地域の関係諸機関と連携しながら、職業指導、職業紹介、職場定着支援、事業主支援等を行っています。

「進路・職場開拓」としてのハローワークとの連携には、次のようなものが挙げられます。

①高卒求人情報交換会や障がい者就職相談会への参加

ハローワークが主催する会議等に進路担当者や卒業生担任が参加し、企業の担当者と雇用についての相談をします。

②専門職員からの情報提供と連携による開拓

職業紹介状況についての情報提供はもちろんですが、就職希望生徒一人一人の希望職種等を共有しておくことが、新たな雇用の創出にもつながります。

岩手県内のハローワーク一覧

名称	住所	電話番号	管轄区域
盛岡公共職業安定所	盛岡市紺屋町7-26	019-624-8904	盛岡市、八幡平市、滝沢市、岩手郡、紫波郡
沼宮内出張所	岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3	0195-62-2139	(岩手郡のうち、岩手町、葛巻町)
釜石公共職業安定所	釜石市新町6-55	0193-23-8609	釜石市、遠野市、上閉伊郡
遠野出張所	遠野市新町2-7	0198-62-2842	遠野市
宮古公共職業安定所	宮古市小山田1-1-1 宮古合同庁舎1階	0193-63-8609	宮古市、下閉伊郡(普代村を除く)
花巻公共職業安定所	花巻市城内9-27花巻合同庁舎1階	0198-23-5118	花巻市
一関公共職業安定所	一関市山目字前田13-3	0191-23-4135	一関市、西磐井郡
水沢公共職業安定所	奥州市水沢東中通り1-5-35	0197-24-8609	奥州市、胆沢郡
北上公共職業安定所	北上市大曲町5-17	0197-63-3314	北上市和賀郡
大船渡公共職業安定所	大船渡市大船渡町字赤沢17-3 大船渡合同庁舎	0192-27-4165	大船渡市、陸前高田市、気仙郡
二戸公共職業安定所	二戸市石切所字荷渡6-1 二戸合同庁舎1階	0195-23-3341	二戸市、二戸郡 九戸郡のうち軽米町、九戸村
久慈公共職業安定所	久慈市川崎町2-15	0194-53-3374	久慈市、九戸郡(軽米町、九戸村を除く) 下閉伊郡のうち普代村

「いわて障がい者就労応援ハンドブック」(岩手県)より

職業安定法第27条について

各校の進路担当者は、職業安定法第27条に基づいて、以下に示した公共職業安定所の業務の一部を遂行することができます。

- | | |
|-----------------|-----------------|
| ①求職の申し込みを受理すること | ②求職者を求人者に紹介すること |
| ③職業指導を行うこと | ④就職後の指導を行うこと |

障害者就業・生活支援センターとの連携

「障害者就業・生活支援センター」では、就業及び就業に伴う日常生活上の支援を必要とする障がい者に対して、雇用及び福祉等の関係機関との連携の下に就業面及び生活面の一体的な支援を行っています。岩手県内を9つの地域に分けて、9カ所に設置されています。

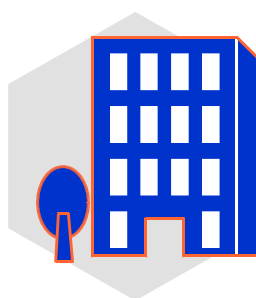
「進路・職場開拓」としての障害者就業・生活支援センターとの連携には、次のようなものが挙げられます。

- ①就業支援ワーカーからの情報提供と連携による開拓
障害者就業・生活支援センターと連携して進路・職場開拓をしたり、企業の情報を共有できたりするようにする
- ②就労に向けた現場実習の巡回に同行してもらい、就職時の移行支援会議や、卒業後の支援への継続を図る。

岩手県内の就業・生活支援センター一覧

地域	名称	住所	電話番号	運営法人
胆江	胆江障害者就業・生活支援センター	奥州市水沢真城字垣ノ下6-14	0197-51-6306	社会福祉法人 愛護会
宮古	宮古地区チャレンジド就業・生活支援センター	宮古市鎌ヶ崎4-1-11 自立生活支援センター ウイリー内	0193-64-7855	社会福祉法人 若竹会
盛岡	盛岡広域障害者就業・生活支援センター	盛岡市本町通3-19-1 岩手県福祉総合相談センター 2階 My夢内	019-605-8822	社会福祉法人 千晶会
両磐	一関広域障害者就業・生活支援センター メイフラワー	一関市狐禅寺字石の瀬62-3	0191-34-9100	社会福祉法人 平成会
久慈	久慈地区チャレンジド就業・生活支援センター	久慈市中央4-34 チャレンジドセンター久慈内	0194-66-8585	社会福祉法人 修倫会
岩手中部	岩手中部障がい者就業・生活支援センター しごとネットさくら	北上市本通り2-1-10 サポートセンターさくら内	0197-63-5791	社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団
二戸	二戸圏域チャレンジド就業・生活支援センター カシオペア	二戸市石切所字川原46-1	0195-26-8012	NPO カシオペア障連
気仙	気仙障がい者就業・生活支援センター	大船渡市盛町字東町11-12	0192-27-0833	社会福祉法人 大洋会
釜石	釜石大槌地域障がい者就業・生活支援センター キックオフ	釜石市大町3-10-5	0193-55-4181	社会福祉法人 翔友

「いわて障がい者就労応援ハンドブック」(岩手県)より



地域障害者職業センターとの連携

地域障害者職業センターは、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づいて独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が運営しています。

岩手県には、盛岡市に「**岩手障害者職業センター**」があり、ハローワークや福祉、教育、医療などの各関係機関と連携し、障がい者、事業主への雇用に関する支援を行っています。

地域障害者職業センターが提供するサービスとしては、障がい者に対しての「**職業相談・職業評価（職業リハビリテーション計画）**」「**職業準備支援**」「**職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援事業**」「**精神障害者総合雇用支援〔職場復帰支援（リワーク支援）〕**」などと、事業主に対しての「**雇用管理に関する助言および援助**」「**事業主ワークショップ**」「**雇用管理サポート事業**」などがあります。

この中で、特別支援学校の生徒が主にかかわるサービスとしては、以下の3つになります。

職業相談・職業評価：職業生活における自立をもっとも効果的に果たすことができるよう、職業能力、適性に関する現状と将来性についての情報の収集・分析を通じて、適切な職業リハビリテーション計画を策定します。

職業準備支援：職業相談・職業評価を受けて就職する際に、スムーズに仕事に就くためのウォーミングアップとして、模擬的就労場面での作業支援や各種講習カリキュラムを実施します。

職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援：48ページ、50ページ参照

岩手県内の障害者職業センター

名称	住所	電話番号	管轄区域
岩手障害者職業センター	盛岡市青山4丁目12-30	019-646-4117	岩手県全域

特別支援学校間の連携

岩手県内には、県立の知的障がいを対象とする特別支援学校が10校、その他の障がい種の特別支援学校が4校あります。また、私立の三愛学舎と国立大学法人岩手大学教育学部附属特別支援学校を合わせると、全16校となります。

各校においては、地域の**ハローワーク**や**就業・生活支援センター**等と連携を深めながら進路・職場開拓がなされています。それ以外にも、地域における社会資源を活用しながら、地域に根ざした学校作りを進めていくことが進路・職場開拓にもつながっていきます。

県内の状況を見ていくと、在籍している生徒は学校の所在地域だけではなく、県内各地からの入学者があります。そのような場合には、さらにエリアを拡げた進路・職場開拓が必要となります。

32ページ以降の「**ネットワーク会議**」や「**進路指導担当者会議**」については、16校の進路担当者が集まって情報交換を行っています。そのような場を通して、各校担当者間の横の連携を深め、各地域の情報を共有し合うことが、岩手県全体のよりよい進路・就労支援になります。



卒業生のアフターケアの活用

卒業生が就労している事業所を訪問する際、卒業生の様子を把握し必要であれば支援を行うことが最も重要ですが、それだけにとどまらず、新しい事業所が立ち上がる、新たな障がい者雇用を考えている等の情報を得ることに努めましょう。直接の訪問ができなくても、電話やメールで事業所とつながっておくことが大切です。

地域自立支援協議会就労支援部会との連携

地域自立支援協議会（34・35ページ参照）には、就労支援部会（市町村によって名称は異なります）が設置されています。

構成メンバーとしては、障害者就業・生活支援センターを中心に、ハローワークや障害者職業センターなどの労働関係機関と就労移行支援事業所などの福祉機関、教育関係機関、行政機関などが挙げられます。

県内の各地域においては、ほとんどの特別支援学校（知的障がい）が、この就労支援部会に参加しています。就労支援部会の主な取組としては、以下のようなものが挙げられます。

- ・ 就労移行支援事業所の情報交換（ケース検討）、事例研究
- ・ 勉強会・研修会、事業所見学会の実施
- ・ 就労支援リーフレット作成、障がい者雇用の啓発

いわて障がい者就労応援ハンドブック

進路・職場開拓の際、企業に特別支援学校及びその生徒について理解を深めてもらうためには、障がいの特性や支援機関支援制度や雇用事例などの情報を伝えることが有効です。

岩手県では、障がい者の一般企業への就労を応援するため「いわて障がい者就労応援ハンドブック」を作成しています。

雇用事例3 ～有限会社西部産業～

**令和4年度障害者雇用
職場改善好事例
厚生労働大臣賞**

法人概要、障がい者が従事している作業内容
「支え合い・認め合い・分かち合い」の理念のもと、鶏肉産業を通じて世の中の役に立ち、感動を共有して、障がいのある方々の地域生活がより一層向上するよう努めています。
障がいのある方は、10人の重度障がい者を含む37人が在職しています。鶏の生産農場と鶏肉製造工場のそれぞれにおいて、ほぼ全ての業務に従事しています。

障がい者を雇用する上で工夫していること
基本的支援のグランドルールは、部署間で情報共有し、内容を統一して支援しています。障がい種別や程度など個人に合わせた支援をしており、色・番号の見える化、筆談イラスト、作業内容の復唱訓練、最近ではマニュアルを動画化するなどの工夫をしています。支援者においては、接続語やあいまいな表現を禁止し、明確な場所や物を示した指示を行うよう配慮しています。
皆さんができる限り長く働くことができるよう、暮らしと仕事のフォローアップを行っています。

実際に就労している方のコメント

- ・ 衛生面のルールを理解するまでが大変だった。朝から集中する事を気を付けている。（入社10年目Sさん）
- ・ 作業以外の言葉や人との関わり方が大変だった。体調管理に気を付けている。（入社2年目Sさん）

就労を希望している方へのメッセージ
「働く」ことは大変ですが、たくさんの人たちと繋がって自分の生活を豊かにすることができる唯一無二の場所です。全力でサポートするので、是非、就労にチャレンジしてみてくださいませるか？

雇用事例の紹介

従事している作業内容や雇用する上で工夫していること

就労している方のコメント

就労を希望している方へのメッセージ

障がい種別の特徴や就労の際の配慮事項

障がいの種別・特徴、就労の際に配慮をお願いしたいこと

種別	特 徴
	配慮をお願いしたいこと
内部障がい	<p>病気などで、身体の内部（心臓、腎臓、肺、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓など）の働きが弱くなったり、できなくなったりする機能の障がい、ヒト免疫不全ウイルス（HIV）による免疫機能の障がいをいいます。</p> <p>【環境や施設の整備についての配慮】 ■ 個々の障がいに応じた施設・設備（オストメイト用設備を備えた多機能トイレ等の設置など）、職場環境、支援体制等必要な配慮をしていくと良いでしょう。</p> <p>【コミュニケーション等、直接かかわる際の配慮】 ■ 障がいの内容によっては、頻繁にトイレに行ったり、トイレの時間が長くなったり、疲れやすくストレスを受けやすくなる場合があります。 ■ 障がいによる定期的な通院や治療が欠かせない方もいますので、職務内容や勤務条件など、身体及び精神的に荷重な負担とならないよう、配慮をすると良いでしょう。</p>
知的障がい	<p>さまざまな原因による脳の機能障がいにより、生活や学習面で現れる知的な働きや発達と同年齢の人の平均と比べてゆっくりとしている状態です。 身の回りの全面的支援が必要な人、一人で生活をほぼ送れる人、出来ること、出来ないこと、理解力、判断力など障がいの現れ方にさまざまな違いがあります。</p> <p>【環境や施設の整備についての配慮】 ■ 障がいの程度によって、施設や機械等設備の利用など、支障が生じる場合がありますので、分かりやすい表現や表示など配慮をすると良いでしょう。それでも理解できない場合は、作業工程など情報の理解を支援する人の配置が必要となる場合があります。</p> <p>【コミュニケーション等、直接かかわる際の配慮】 ■ 顔を見て、ゆっくり丁寧に簡単な言葉で、ジェスチャー、絵、図、写真などを用い、できるだけ分かるように話すこと、必要に応じ繰り返すことなどの配慮を行い、心を傷つけないように注意して話すことが大切です。 ■ 本人へ過重な負担とならず継続して職務に臨めるよう、出来たこと、出来なかったことの作業の振り返りをしながら、作業内容を単純にする、既存の工程から単純な作業を抽出・創出するといった職域開発・見直しについても配慮すると良いでしょう。</p>



2

企業との連携協議会

岩手県では、平成23年度より、特別支援学校と企業との連携協議会をスタートさせました。その目的や内容は、以下のとおりです。

1 事業の目的

県立特別支援学校と企業関係者等とが連携し、特別支援学校の授業改善を進めるとともに、特別支援学校への理解の促進と生徒の実習・雇用機会の拡充を図ることを目的としています。

併せて、東日本大震災津波により特別支援学校高等部生徒の就職状況や現場実習を引き受ける企業等の開拓は厳しさを増してきていることから、企業等と連携した全県的な取組を図ることを目的としています。

2 事業内容

(1) 事業概要

企業関係者及び労働関係機関等の方が特別支援学校生徒の就職、現場実習機会の提供について、御理解・御協力いただけるよう、特別支援学校の授業参観の実施や既に特別支援学校卒業生を採用している企業等の事例紹介及び特別支援学校との意見交換等を行う連携協議会を、地域毎に年2～3回実施します。

(2) 実施地域

平成23年度に盛岡と久慈の2地区で連携協議会を実施しました。平成24年度に、花巻・北上、奥州、気仙、釜石、宮古の各地区と、平成25年度に一関地区、令和3年度に二戸地区を加えて、現在は、全県で実施しています。

年度	地区								
23年度	盛岡	久慈							
24年度			花巻・北上	奥州	気仙	釜石	宮古		
令和3年度	全県								

3 連携協議会開催内容(例)

回数	実施時期	実施内容(例)
1	6～7月頃	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校における就職に向けての教育内容について 企業の求める特別支援学校への教育内容について 参加企業以外への周知や理解促進に向けての意見交換 技能認定制度の周知と意見及び情報収集
2	10～11月頃	<ul style="list-style-type: none"> 各校における現場実習及び就職状況について 企業と生徒との相談会 ハローワーク等就労機関関係者からの情報提供 特別支援学校卒業生を採用する企業関係者からの講演や事例発表 技能認定制度に関連する情報提供
3	1～2月頃	<ul style="list-style-type: none"> 技能認定会の情報提供(当日の様子、成果と課題等) 各校における就業状況及び就労支援に係る課題解決について 次年度の方向性について

「特別支援学校と企業との連携協議会」事業登録企業(岩手県教育委員会ホームページ)より

4 各圏域の登録企業・事業所数

	盛岡	花巻・北上	奥州	一関	気仙	釜石	宮古	久慈	二戸
担当校	盛岡峰南	花巻清風	前沢明峰	一関清明	気仙光陵	釜石祥雲	宮古敬風	久慈拓陽	盛岡みたけ二戸分教室
企業等数	16	14	15	11	20	9	8	9	16

令和5年11月現在

岩手県特別支援学校技能認定会

特別支援学校高等部生徒の働くために必要な技能や態度、意欲などの向上を図るとともに、企業や関係機関の生徒理解や実習及び雇用機会の拡大を図ることを目的として、企業等の協力を得ながら、平成29年度から実施しています。

令和2年度からは、より地域に根差した事業となるよう各地区での分散開催となり、令和5年度は、二戸・盛岡、中部・県南、沿岸北部、沿岸南部の4地区で実施されました。

第7回岩手県特別支援学校技能認定会（令和5年度）

地域	期日	会場
二戸・盛岡会場	11月18日(水)	盛岡タカヤアリーナ
中部・県南会場	11月19日(木)	県南青少年の家
沿岸北部会場	7月14日(金)	宮古地域創生センター
沿岸南部会場	11月9日(木)	釜石祥雲支援学校



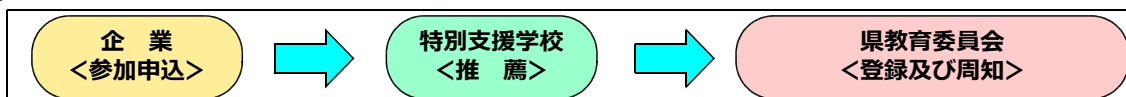
いわて特別支援学校就労サポーター制度について

1 趣旨

特別支援学校高等部に在籍する生徒の就業体験等の受入れ支援を行っている企業を県民に広く周知するとともに、長期にわたり継続して支援をいただいている企業に対して、知事から感謝状を贈呈することにより、特別支援学校と企業との連携強化、継続的な支援による長期的な見通しをもった進路指導や雇用の機会の拡大を図ろうとするものです。

2 制度にかかわる取組

- (1) 実施開始年度
平成26年度より実施
- (2) 支援項目（企業役割）
ア 就業体験の受入れ
イ 産業現場実習の受入れ
- (3) 参加申込及び登録等について



- (4) サポーター企業の周知及び感謝状の贈呈
サポーター制度に登録した企業については、登録証を交付し、県のホームページへの掲載等を通じて県民への周知を図るとともに、5年間継続して支援に貢献した企業には知事から感謝状を贈呈します。

- (5) 進路支援に係る企業との関係
平成23年度から特別支援学校と企業との連携協議会を実施し、企業との連携の下に特別支援学校の職業教育に係る指導改善や企業の特別支援学校及び生徒への理解促進に努めてきました。今後、更に現場実習等の受入れ企業の拡大や地域企業の障がい者雇用への理解を促進するためにサポーター制度を導入し、相補的に推進していきます。

3 期待される効果

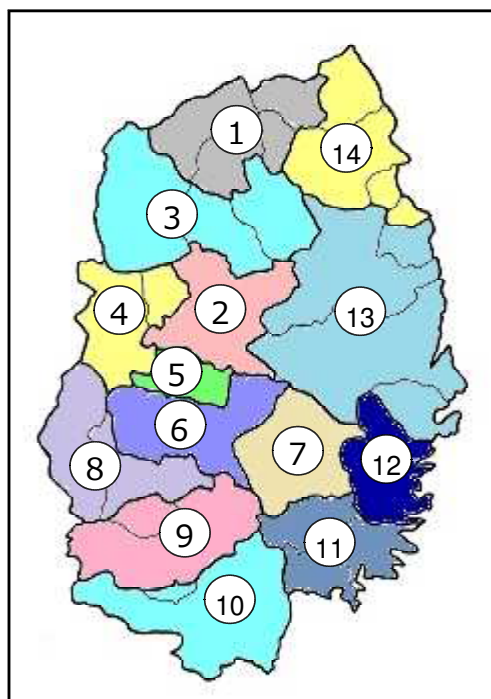
- ・ 企業にとって社会貢献をしていることを、地域等へアピールする機会となり、企業イメージのアップにつながります。
- ・ 障がい者への地域支援の充実につながります。
- ・ 企業からの継続的な支援が見込まれ、長期的な見通しをもった進路指導・支援が行えます。
- ・ 現場実習等の機会が増えることにより、働くことへの意欲が高まり、就労を希望する生徒の増加が見込まれます。

2-3 ネットワーク会議等

岩手県の特別支援学校では、県内を14の地区に分けて、特別支援学校高等部に在籍する生徒と、卒業生についての情報共有の場を設けています。この会議において、地域の労働・福祉・行政担当者等と進路にかかわる情報交換を行うことで、学校在学中及び卒業後のスムーズな進路推進を図ることを目的としています。

名称については、圏域ごとに多少異なっており、「ネットワーク会議」「進路推進会議」などと呼ばれています。いわて特別支援教育推進プランにおいては、「就労支援ネットワーク会議」とされています。ここでは、「ネットワーク会議等」と表記します。

会議名称	事務局校	開催月
①二戸圏域ネットワーク会議	三愛学舎	5月・2月
②盛岡圏域「盛岡地区」ネットワーク会議	盛岡市内の 特別支援学校で 持ち回り開催	5月・1月
③盛岡圏域「八幡平・葛巻・岩手町地区」ネットワーク会議		5月・1月
④盛岡圏域「雫石・滝沢地区」ネットワーク会議		5月・1月
⑤盛岡圏域「紫波・矢巾地区」ネットワーク会議		5月・1月
⑥花巻地域進路推進会議	花巻清風支援学校	5月
⑦遠野地域進路推進会議		5月
⑧北上・西和賀地域進路推進会議		5月
⑨胆江広域生活圏ネットワーク会議	前沢明峰支援学校	5月
⑩両磐圏域ネットワーク会議	一関清明支援学校	5月
⑪気仙圏域ネットワーク会議	気仙光陵支援学校	6月・1月
⑫釜石圏域ネットワーク会議	釜石祥雲支援学校	5月・2月
⑬宮古圏域ネットワーク会議	宮古恵風支援学校	5月
⑭久慈圏域ネットワーク会議	久慈拓陽支援学校	5月



- ①二戸圏域
(二戸市、一戸町、軽米町、九戸村)
- ②盛岡圏域「盛岡地区」(盛岡市)
- ③盛岡圏域「八幡平・葛巻・岩手地区」
(八幡平市、葛巻町、岩手町)
- ④盛岡圏域「雫石・滝沢地区」(雫石町、滝沢市)
- ⑤盛岡圏域「紫波・矢巾地区」(紫波町、矢巾町)
- ⑥花巻地域 (花巻市)
- ⑦遠野地域 (遠野市)
- ⑧北上・西和賀地域 (北上市、西和賀町)
- ⑨胆江広域 (奥州市、金ヶ崎町)
- ⑩両磐圏域 (一関市、平泉町)
- ⑪気仙圏域 (大船渡市、陸前高田市、住田町)
- ⑫釜石圏域 (釜石市、大槌町)
- ⑬宮古圏域
(宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村)
- ⑭久慈圏域
(久慈市、洋野町、野田村、普代村)

進路指導担当者会議

進路指導担当者会議（正式名称：岩手県特別支援学校連絡協議会進路指導担当者会議）は、その目的を「特別支援学校における進路指導の充実を図るため、そのあり方や実践、課題について情報交換を行うとともに、関係機関等からの助言をいただくことにより高等部（専攻科）生徒の進路確保に向けた継続的対策の一助とする。」として年間2回開催されています。

各校の進路担当者の他に、岩手県保健福祉部障がい保健福祉課、岩手労働局職業安定部、盛岡広域障害者就業・生活支援センター、岩手障害者職業センターにより構成され、主管校は盛岡峰南高等支援学校が担当しています。

令和5年度における実施概要は、以下のとおりとなっています。

第1回：令和5年8月25日（金）

- ・各校における取組状況と進路指導上の諸課題について
- ・ネットワーク会議について など

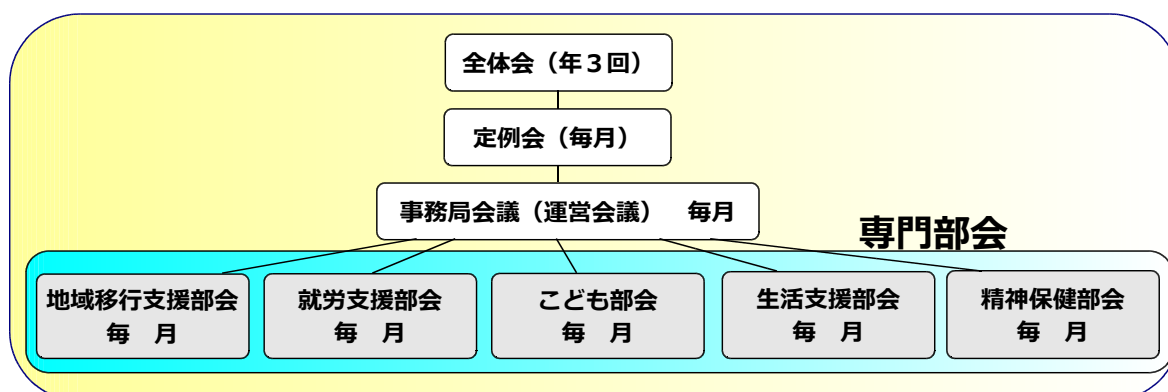
第2回：平成26年12月24日（水）

- ・各校における取組状況と進路指導上の諸課題について
- ・関係機関との情報交換 など

地域自立支援協議会

地域における障害福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議として、各市町村が主体となって「地域自立支援協議会」が設置されています。

県内の市町村によっても、その設置形態は様々ですが、おおむね下の図のようなイメージになっています。



この中で、下段囲み部分の「専門部会」には、各地域において支援学校の進路担当者が参加しています。「就労支援部会」が最も多く、その他に「生活支援部会」や「精神保健部会」、「地域移行支援部会」などへの参加が見られます。

各部会においては、地域での分野毎の課題や個別のケースについての会議が行われます。



「援護市町村」「援護の実施者」

ネットワーク会議資料を作成する際、情報提供するのは居住市町村または出身市町村となります。



これに対して、「援護市町村」とは、その生徒や卒業生が福祉サービスを利用する際に、支給決定を行う市町村のことです。

例1) 釜石市出身で盛岡市の学校の寄宿舎で生活している。 援護市町村→釜石市

例2) 盛岡市の児童施設に入所している。保護者は北上市で生活している。

援護市町村→北上市

この他、転居を繰り返している場合など、援護市町村がわかりにくいケースもあります。将来的に福祉サービスを受けるために、市町村との連携は欠かせないので、高等部在籍生徒の援護市町村を把握しておく必要があります。また、援護市町村以外で生活する場合には、生活している市町村にも情報提供をしておくとういでしょう。



第 3 章

卒業後の支援



3-1

特別支援学校卒業後の進路

特別支援学校（知的障がい）高等部卒業後の進路は、おおむね「福祉的就労」「一般就労」「進学」の三つに分けられます。

本県においては、「福祉的就労」が約55%、「一般就労」が約33%、「進学（専攻科を含む）」が約6%であり、「その他」として在宅などが約6%となっています。（※岩手県教育委員会(2023)「岩手の特別支援教育（令和5年度版）」より抜粋）。

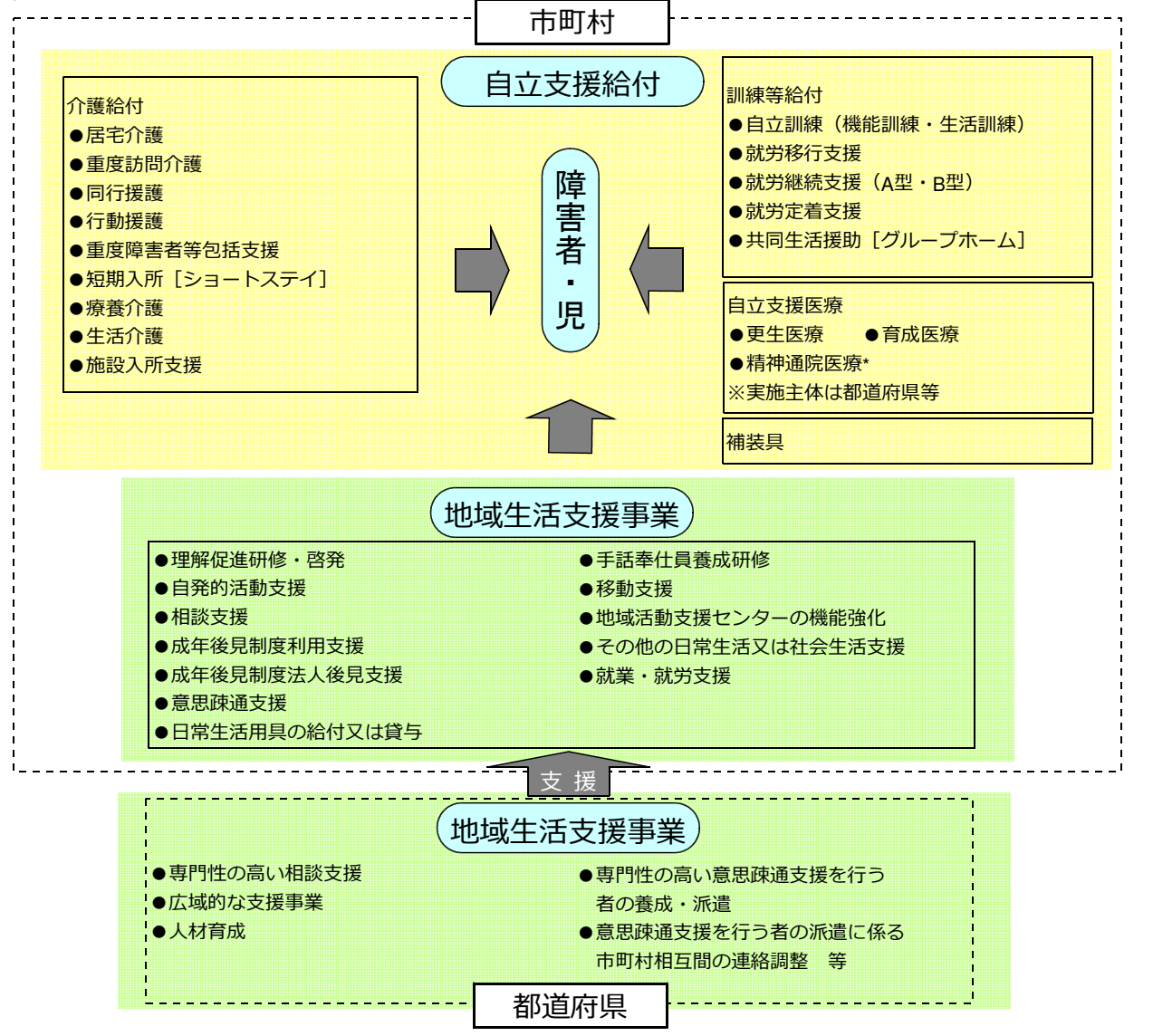
それぞれの進路についての概要は、次のようになっています。

福祉的就労

進路先の割合でも分かるように、特別支援学校（知的障がい）高等部卒業後の進路として、最も多くの生徒が該当しています。

障害保健福祉施策は、平成18年度から施行された「障害者自立支援法」を改正する形で、平成25年4月より、現在の「障害者総合支援法」が施行されています。法律の名称は「障害者総合支援法」に変更されましたが、法律の基本的な構造は「障害者自立支援法」と同じです。

障害者総合支援法による総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。



一般就労

特別支援学校（知的障がい）高等部卒業後の進路として一般就労をする場合、その多くは「療育手帳」を取得しての障害者雇用枠での就労となります。

障害者雇用に関する法律として、「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、障害者雇用促進法）」が定められています。

障害者雇用促進法については、以下の3つの柱で構成されています。

- 雇用義務制度**：民間企業や国・地方公共団体に対して、一定範囲の障がい者を対象として法定雇用率以上の雇用を確保するよう義務付けています。
令和6年4月から、法定雇用率は次のとおりです。

民間企業

一般の民間企業・・・・・・・・法定雇用率 2.5%

国・地方公共団体

国、地方公共団体・・・・・・・・法定雇用率 3.0%

都道府県等の教育委員会・・・・・・・・法定雇用率 2.9%

- 障害者雇用納付金制度**：上記の法定雇用率未達成の事業主に対して、障害者雇用納付金の納付を義務付けています。

一方、法定雇用率を超えて障がい者を雇用している事業主には、調整金が支給されます。

こうした仕組みが設けられているのは、障がい者の雇用に伴う経済的負担の調整を図ると同時に、全体としての障がい者の雇用水準を引き上げるのが目的です。

- 職業リハビリテーションの実施**：ハローワークや障害者就業・生活支援センター等において、職業生活における自立を図ることを目的として、職業相談から職業紹介、職業指導、職業訓練などを実施します。

進学

<障害者職業能力開発校・職業訓練校>

身体、知的などに障がいのある方々が、社会で活躍できるよう、それらの職業能力に適応する職種について基礎技能と関連した知識を身に付けさせ、就職、自営等を容易にすることを目的とした職業機関で、県内では盛岡地区、宮古地区において知的障がい者の職業訓練コースが設定されています。そのほか、障害者職業能力開発校が東北では宮城県（国立県営宮城障害者職業能力開発校）と青森県（青森県立障害者職業訓練校）に設置されています。

問合せ先：各公共職業安定所



「進路決定に向けて」

進路決定に向けては、現場実習等の評価を参考にしながら、本人・保護者との進路面談を繰り返して行く必要があります。進路決定に向けての難しさは、各校の進路担当者や担任から多く指摘されていますが、高等部3年間を通して計画的な進路面談を実施する中で、本人や保護者の進路に向けたニーズを把握し、それに応じた情報提供をしていくことが大切です。ここでも、担任を中心としながら、必要に応じた進路担当者のアドバイスが重要となります。

3-2

福祉的就労

①障がい福祉サービス一覧

37ページに掲載した障がい者を対象としたサービスについては、個々の障がいのある方の障がい程度や社会活動、介護者、居住等の状況を踏まえ、以下の2つに大別されます。

(1) 個別に支給決定が行われる「**障害福祉サービス**」(介護給付、訓練等給付)

(2) 市町村の創意工夫で利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「**地域生活支援事業**」

介護給付 サービス内容一覧

サービス種類	サービス内容
①居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
②重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
③同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆、代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
④行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
⑤重度障害者等包括支援	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
⑥短期入所〔ショートステイ〕	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
⑦療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
⑧生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
⑨施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



障害支援区分とは(障害程度区分は、見直しが図られ平成26年4月1日から障害支援区分に)

障害支援区分とは、障害の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が支援の度合いが高い)です。必要とされる支援の度合いに応じて適切なサービスが利用できるように導入されています。

調査項目は、①移動や動作等に関連する項目(12項目)②身の回りの世話や日常生活等に関連する項目(16項目)③意思疎通等に関連する項目(6項目)④行動障害に関連する項目(34項目)⑤特別な医療に関連する項目(12項目)の80項目となっており、各市町村に設置される審査会において、この調査結果や医師の意見書の内容を総合的に勘案した審査判定が行われ、その結果を踏まえて市町村が認定します。

訓練等給付 サービス内容一覧

サービス種類	サービス内容
① 自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 機能訓練と生活訓練があります。
② 就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
③ 就労継続支援 A型＝雇成型 B型＝非雇成型	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
④ 就労定着支援	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
⑤ 共同生活援助 【グループホーム】	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方にはサービスも提供します。さらに、入居者間の交流を保ちながら一人で暮らしたいというニーズにこたえるためにサテライト型住居*があります。

*サテライト型住居については、早期に単身等での生活が可能であると認められる者の利用が基本となっています。

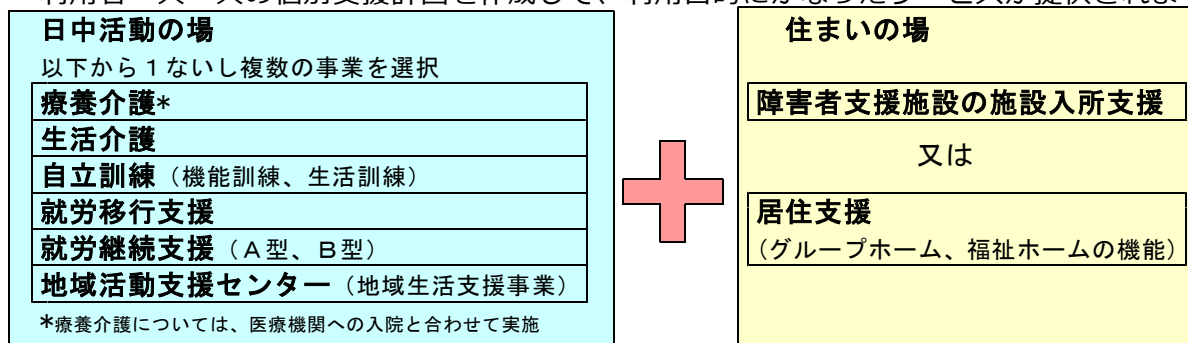
地域生活支援事業 サービス内容一覧

サービス種類	サービス内容
① 移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
② 地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
③ 福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

●日中活動と住まいの場の組み合わせ

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

利用者一人一人の個別支援計画を作成して、利用目的にかなったサービスが提供されます。



3-2

福祉的就労

②日中活動系サービス

37、38ページに掲載した障害福祉サービスの中で、特別支援学校（知的障がい）卒業後の進路としての割合が高い日中活動系サービスについて、詳しく紹介します。

就労系サービス			
	就労移行支援事業 一般就労に向けて様々な面からサポートするサービス	就労継続支援A型事業 「労働者」として働きながら一般企業への移行を目指すためのサービス	就労継続支援B型事業 就労機会と生産活動を通じて次のステップを目指すためのサービス
事業概要	<p>通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる者に対して、①生産活動、職場体験等の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、②求職活動に関する支援、③その適性に応じた職場の開拓、④就職後における職場への定着のために必要な相談等の支援を行う。</p> <p>【標準利用期間：2年】※1</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、雇用契約の締結等による就労の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行う。</p> <p>【利用期間：制限なし】</p>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が困難である者に対して、就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p> <p>【利用期間：制限なし】</p>
対象者（太字は支援学校対象者）	<p>① 企業等への就労を希望する者</p> <p>平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。</p>	<p>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結び付かなかった者</p> <p>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結び付かなかった者</p> <p>③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係の状態にない者</p> <p>平成30年4月から、65歳以上の者も要件を満たせば利用可能。</p>	<p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>③ ①及び②に該当しない者で、就労移行支援事業者等によるアセスメント※2により、就労面に係る課題等の把握が行われている者</p>
県内の状況	<p>事業所数 26 (令和5年6月現在)</p> <p>事業所の半数が盛岡圏域に集中している。入所型の事業所が日中活動として行う事業、就労系の多機能型事業所が多い。</p>	<p>事業所数 54 (令和5年6月現在)</p> <p>盛岡市とその周辺に事業所が多い。業種は、農業が最も多く、その次に食品加工や販売などが多い。</p>	<p>事業所数 202 (令和5年6月現在)</p> <p>県内各地に事業所があり、岩手県指定の障害福祉サービスの日中活動系サービスの中では最も事業所数が多い。</p>

※1 市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新可能

※2 就労継続支援B型利用アセスメントについて、44ページを参照

就労系以外のサービス

	自立訓練（生活訓練）事業 地域生活への移行のためにADL（日常生活動作）の訓練を行うサービス	生活介護事業 入浴からリハビリ、相談・助言まで幅広く提供するサービス
事業概要	<p>障害者につき、障害者支援施設若しくはサービス事業所に通わせて当該障害者支援施設若しくはサービス事業所において、又は当該障害者の居宅を訪問して、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行う。</p> <p>【利用期間：利用者ごとに標準期間（24ヶ月、長期入所者の場合は36ヶ月）内で利用期間を設定】</p>	<p>障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障害者であって、常時介護を要する者につき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。</p> <p>【利用期間：制限なし】</p>
対象者 （ 太 字 は 支 援 学 校 対 象 者 ）	<p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障害者。具体的には次のような例が挙げられる。</p> <p>① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者</p> <p>② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者</p>	<p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者</p> <p>① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者</p> <p>② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2（障害者支援施設に入所する場合は区分3）以上である者</p> <p>③ 生活介護と施設入所支援との利用の組み合わせを希望する者であって、障害支援区分が区分4（50歳以上の者は区分3）より低い者で、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画を作成する手続きを経た上で、市町村により利用の組み合わせの必要性が認められた者</p>
県内の状況	<p>事業所数 13 （令和5年6月現在）</p> <p>盛岡と内陸地方に事業所が多く、そのほとんどが多機能型の事業所である。宿泊型自立訓練や入所施設として行われている事業所が多い。</p>	<p>事業所数 150 （令和5年6月現在）</p> <p>県内各地に事業所があり、生活介護単独事業として行っている事業所が半数近くである。</p>



地域活動支援センターとは

地域生活支援事業のサービスの中で、特別支援学校（知的障がい）卒業後の進路としても挙げられるサービスとして、「地域活動支援センター」があります。

地域活動支援センターは、障害者を対象とする通所施設の一つであり、地域の実情に応じ、創作的活動、社会との交流の促進等を提供するとともに、地域において雇用・就労が困難な在宅障害者の方に対して、生産活動、社会適用訓練、余暇的事業などを事業所ごとに行います。

地域活動支援センターの類型には、**I型（相談支援事業型）、II型（訓練や入浴等サービス型）、III型（地域通所型）**があります。

3

2

福祉的就労

③ 住まいの場としてのサービス

卒業後の進路決定に際して、家庭支援が必要なケースや児童養護施設・知的障害児入所施設に入所している生徒に関しては、日中活動の場と合わせて住まいの場を同時に決定していかなければならないケースがあります。生徒本人、保護者（施設職員）とともに、児童相談所や障がい福祉課の担当者と早期から連携し、円滑な生活の移行を目指すことが大切です。

	施設入所支援 暮らしの場と生活上の支援を提供するサービス	共同生活援助〔グループホーム〕 地域での共同生活を援助するサービス
事業概要	施設に入所する障害者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行う。 【利用期間：制限なし】	障害者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う。 【利用期間：制限なし】
対象者 (太字は支援学校対象者)	① 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4以上（50歳以上の者にあつては区分3以上）である者 ② 自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援B型の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる者又は通所によって訓練を受けることが困難な者 ③ 特定旧法指定施設に入所していた者であって継続して入所している者又は、地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により通所によって介護等を受けることが困難な者のうち、(1)又は(2)に該当しない者若しくは就労継続支援A型を利用する者 ④ 平成24年4月の改正児童福祉法の施行の際に障害児施設（指定医療機関を含む）に入所していた者であつて継続して入所している者	障害者（身体障害者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）
県内の状況	事業所数 45 (令和5年年6月現在) 県内各地に事業所があり、そのほとんどが社会福祉法人で運営されている。日中活動のサービスも提供されている。	事業所数 141 (令和5年6月現在) 特別支援学校卒業後の住まいの場としてニーズが高く、県全体でその数は増えつつあるものの、地域による偏りも指摘されている。



複数のサービスの組合せ①

日中活動と住まいの場の組み合わせについては、38ページで示したとおりですが、その他にも様々なサービスの組み合わせが可能です。詳しくは、市町村の障がい福祉課まで問い合わせが必要となります。

43ページのサービス等利用計画作成に当たっては、本人や保護者の希望を聴きながら、必要な支援を整理していくことで生活全体を組立てていきます。

日中活動系の通所型のサービスとは別に、在宅での訪問系のサービスがあります。特別支援学校（知的障がい）における対象としては、特別学級に在籍する生徒や、訪問教育対象の生徒が想定されます。

	居宅介護（ホームヘルプ） 地域での生活を支えるための基本サービス	重度訪問介護 重い障害のある方の地域生活をサポートするサービス
事業概要	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行う。 【利用期間：制限なし】	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院等に入院又は入所している障害者に対して意思疎通の支援その他の支援を行う。 【利用期間：制限なし】
対象者 （ 太 字 は 支 援 学 校 対 象 者 ）	障害支援区分が区分1以上（障害児にあつてはこれに相当する心身の状態）である者 ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合にあつては、下記のいずれにも該当する者 ① 区分2以上に該当していること ② 障害支援区分の調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること 「歩行」：「全面的な支援が必要」 「移乗」「移動」： 「見守り等の支援が必要」、「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」 「排尿」「排便」： 「部分的な支援が必要」又は「全面的な支援が必要」	障害支援区分が区分4以上（病院等に入院又は入所中に利用する場合は区分6であつて、入院又は入所前から重度訪問介護を利用していた者）であつて、次のいずれかに該当する者 ① 次のいずれにも該当する者 （一） 二肢以上に麻痺等がある （二） 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である。
県内の状況	事業所数 196 (令和5年6月現在)	事業所数 170 (令和5年6月現在)
	県内各地に事業所があり、介護保険事業と同時に行っている事業所がほとんどである。居宅介護と重度訪問介護事業についても、ほとんどの事業所で同時にサービス提供がされている。	



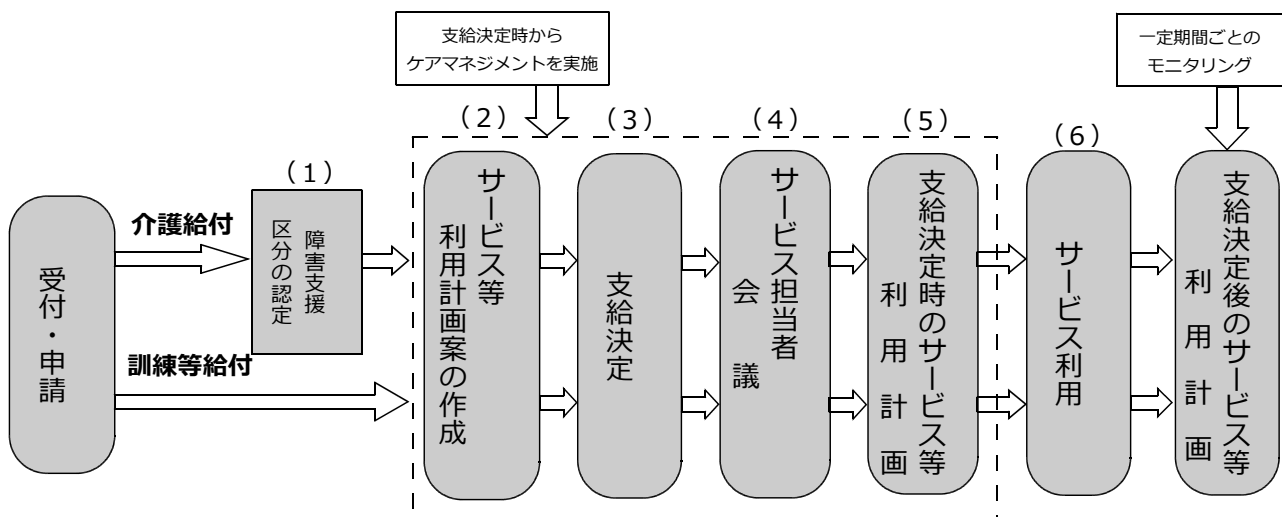
複数のサービスの組合せ②(組合せ例)

- 例1) 月～金は、就労継続支援B型事業を利用（生産活動）
土曜日は、地域活動支援センターⅡ型事業を利用（余暇活動）
- 例2) 月～金の日中活動は、生活介護事業を利用（生産活動、創作活動）
木曜日の夜間は、短期入所（ショートステイ）事業を利用
- 例3) 月～木は、就労継続支援B型事業を利用（生産活動）
金曜日は、地域活動支援センターⅢ型事業を利用（創作活動）

サービス利用までの流れ

- (1) サービスの利用を希望する方は、市町村の窓口申請し障害支援区分の認定を受けます。
- (2) 市町村は、サービスの利用の申請をした方（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。
利用者は「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、市町村に提出します。
- (3) 市町村は、提出された計画案や勘案すべき事項をふまえ、支給決定します。
- (4) 「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- (5) サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- (6) サービス利用が開始されます。

支給決定プロセス



サービス等利用計画について

サービス等利用計画とは？

サービス等利用計画は、サービス利用者を支援するための中心的な総合計画（トータルプラン）です。計画には、本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービスなどが記載されます。利用するサービスについても、福祉、保健、医療、教育、就労などの幅広い支援から、本人にとって適切なサービスの組み合わせを記載します。

計画を作る人は？

サービス等利用計画は、市町村が指定する「指定特定相談支援事業者」が作成します。

また、事業者に代わり、本人や家族、支援者等が計画（セルフケアプラン）を作成することも可能です。各市町村の「指定特定相談支援事業者」やセルフケアプランの作成については、市町村の障がい福祉課に確認してください。

サービス等利用計画を活用する利点は？

サービス等利用計画を活用する主な利点は以下のとおりです。

- ①相談支援事業者から、適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができます。
- ②一つの計画を基に関係者が情報を共有し、一体的な支援を受けることができます。
- ③本人のニーズに基づく計画を作成することで、本人中心の支援を受けることができます。

就労系障害福祉サービスの利用に係るアセスメントについて

41ページの「就労継続支援B型事業」の対象者に示されているとおり、平成27年度以降は、特別支援学校を卒業して就労継続支援B型事業所を利用する場合には、「② **就労移行支援事業を利用（暫定支給における利用を含む）した結果、本事業の利用が適当と判断された者**」が利用の条件となります。このことをアセスメントと言います。就労継続支援B型事業の事業所数が多いのは、同時に特別支援学校を卒業する生徒のニーズが高いことでもあります。

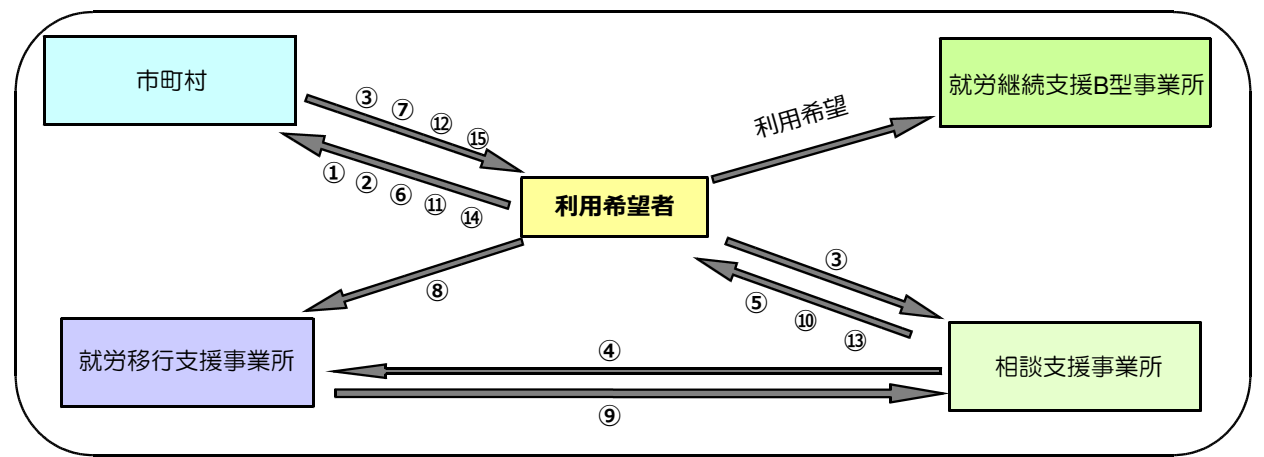
アセスメントについては、岩手県内においても、平成25年度の卒業生から順次実施が進められていますが、各市町村によって、進捗状況に違いがあるため、詳細については各市町村との間で確認をしながら進めていく必要があります。

アセスメントを行う場合は、**利用者本人の就労面の力と、利用者の住む地域の有効求人倍率などの雇用情勢、そして地域で利用できる就労系福祉サービスの状況**を関連させて考える必要があるため、**普段の家庭内の様子、職場実習などの様子、学校での作業態度**など、利用者の普段の様子を多方面から情報収集しつつ、普段から地域の雇用情勢や就労系福祉サービスについて情報を把握するように留意することとされています。

アセスメントの具体的な手順は、次のようになっています。

アセスメントの実施手順例

- ① **就労系障害福祉サービス（就労継続支援B型事業所等）**を希望する利用者が市町村窓口で相談に行きます。
- ② 市町村は就労面のアセスメントを受けるために**就労移行支援事業所**の利用が必要であることを説明し、**就労移行支援事業の利用申請**を提出してもらいます。
- ③ 市町村は相談支援事業所で**就労移行支援事業利用のためのサービス等利用計画案**を作成してもらい、市町村に提出するよう申請者（利用者）に指示します。
- ④ **相談支援事業所が就労移行支援事業所（従たる指定をとった就業・生活支援センターを含む）と連携**を取って利用者の職業能力等の評価を入手するための就労面のアセスメントが可能かどうか調査を行います。
- ⑤ 利用者が了解したら、相談支援事業所は**就労面のアセスメントを目的としたサービス等利用計画案**を作成して利用者に交付します。
- ⑥ 利用者が市町村にアセスメントを目的とした**短期の支給決定（暫定支給決定）サービス等利用計画案**を提出します。
- ⑦ 市町村は就労面のアセスメントを目的とした**短期の支給決定（暫定支給決定）**をします。
- ⑧ **就労移行支援事業所による就労面のアセスメント**を開始します。
- ⑨ 就労移行支援事業所はアセスメントの結果を**結果シートに取りまとめ**相談支援事業所に提出します。
- ⑩ 相談支援事業所は就労面のアセスメントや通常の調査（障害の状況や家庭状況、利用者の意向など）を勘案して**最適なサービス種別を提案**します。
- ⑪ 利用者は**希望する障害福祉サービスの利用**について市町村窓口で申請します。
- ⑫ 市町村は**サービス等利用計画案**を提出するよう申請者（利用者）に指示します。
- ⑬ **相談支援事業所**は利用者の了解を得て**サービス等利用計画案**を作成して利用者に交付します。
- ⑭ 利用者は市町村に**サービス等利用計画案**を提出します。
- ⑮ **市町村**はサービス等利用計画案を参考に**支給決定**をします。



障害者自立支援法制定以降、障がいのある方の「働く」ことに焦点が当てられるようになりました。また、特別支援学校においては、職業教育の充実やキャリア教育の視点を取り入れ、企業就労を希望する生徒の就職の実現に向けて教育支援の強化が図られるようになりました。

岩手県においては、第2章「関係諸機関との連携」で挙げられている「企業との連携協議会」などにより、一般就労への取組が一層強化されています。

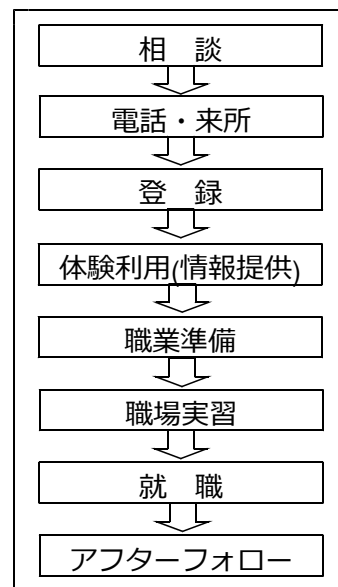
第2章の「関係諸機関との連携」において、各関係諸機関について掲載していますが、ここでは一般就労に向けた関係諸機関の活用について紹介します。

障害者就業・生活支援センターの活用

図は、障害者が障害者就業・生活支援センターをワンストップとしてネットワークを形成し、支援していくことを示しています。この中で特別支援学校は、ネットワークの一員として障害者就業・生活支援センターをはじめとした関係機関と連携を図りながら、就労や生活に関わる支援を行います。

障害者就業・生活支援センターの主な業務内容は1～6の通りです。なお、同センターは無料で利用することができます。

- 1 **【相談】** 働きたい、生活や仕事で困っているなどの相談を受けます。
- 2 **【登録】** 就職を目指す方や相談内容が長期にわたる場合等は、面談後、登録を行います。登録を行うことによって、個人情報等の取扱いが可能になります。
- 3 **【体験・情報提供】** ハローワーク等の関係機関と連携を図り、障害者とともに求人情報の収集を行います。
- 4 **【職業準備】** 提携施設で労働習慣を体得するとともに、面接の練習や履歴書の書き方等の就職に必要とされる準備を整えます。
なお、利用者のニーズや障害者就業・生活支援センターが職業能力等の評価や個人の状況に応じた支援計画（職業リハビリテーション計画）を策定するため、地域障害者職業センターに職業評価を依頼することもあります。
- 5 **【職場実習】** 利用者のニーズや障害者の特性に合わせて実習計画を策定します。これに基づき、就労支援担当者（必要に応じてジョブコーチ）が企業実習を支援します。
- 6 **【フォローアップと生活支援】** 職場での悩みや課題が生じた際は、職場訪問や家庭訪問を行い、職場定着に向けた支援をしていきます。そのほか、金銭、家族、将来のこと等、主に生活に関連した支援も関係機関と連携しながら展開します。



「キャリア教育の充実と障害者雇用のこれから」(尾崎・松矢)より

就労支援機関とのかかわり

学校卒業後、できる限りスムーズな社会への移行を目指して、高等部在学中から学校と福祉機関が連携し、就職と暮らしを見据えてさまざまな体験を積み重ね、卒業後も支援の連続性が残るようにしなくてはなりません。

就労支援機関へのアンケート調査では、特別支援学校とよりよい支援を行っていくためには、「遅くとも高等部2年生までに連携体制を構築することが望ましい」とする意見が60%近くにのぼりました。「卒業間近の連携では遅い」という背景には、本人と支援機関との相互理解には一定の期間が必要という見方があると考えられます。このように、本人を中心に支援のネットワークを構築することが、就労支援から定着支援、さらに生活支援の厚みをもたせていくことにつながっていきます。

「キャリア教育の充実と障害者雇用のこれから」(尾崎・松矢)より

ジョブコーチの活用

ジョブコーチ支援は、本人や事業主、家族のニーズを踏まえ、職場での環境調整等の職場適応に関するきめ細かな支援を実施することにより、障害者の職場適応を図るとともに就労の安定を果たすことを目的としています。特徴としては、ジョブコーチが直接支援したり、時には適切な距離から見守り間接的に支援を行ったりすることなどが挙げられます。

ジョブコーチの種類

<配置型ジョブコーチ>

- 地域障害者職業センターに配属。特に就職時の困難性の高い方の支援を行う。

<第1号ジョブコーチ>

- 障害のある方の就労支援や生活支援を行う社会福祉法人、医療法人等に雇用されている。

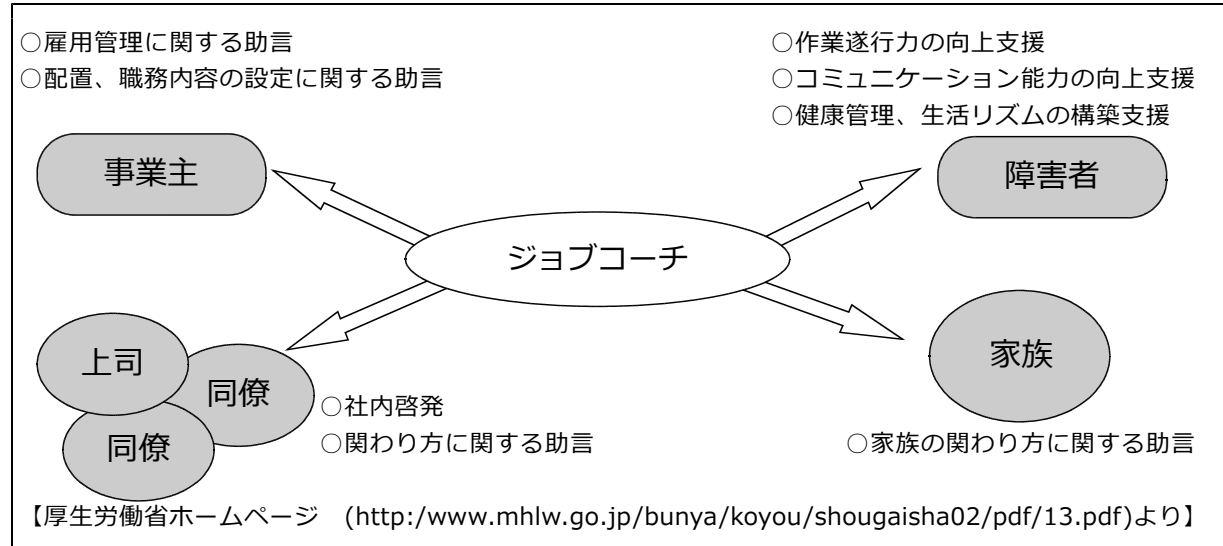
<第2号ジョブコーチ>

- 障害のある方を雇用する企業の社員がジョブコーチに指名され支援する。

ジョブコーチ支援は、一般的・抽象的なものではなく、上述したように障害者が仕事を遂行し職場に適応するために、具体的な目標を含んだ支援計画を策定し、これに基づいて実施されるものです。

支援の対象は、障害者本人、事業主、家族です。なお、地域の就労支援機関に登録している場合は、その機関と役割分担について調整し、連携して支援を行います。

ジョブコーチが行う障害者に対する支援は、事業所の上司や同僚による支援（ナチュラルサポート）にスムーズに移行していくことを目指しています。



<具体的な活用例>

①就職前の支援

特別支援学校在学中（就職が前提の場合）への支援。

②就職後、すぐの支援

就職後すぐにジョブコーチ支援を活用し、仕事に慣れたり職場での人間関係の構築を図る初期段階で必要な支援。

③一定期間働いた後の支援

仕事の遂行に時間がかかる。仕事の手順がわからない等の職務上の課題に対する支援。

④キャリアアップを図るための支援

業務内容の変化、新たな業務に取り組みたいなどのキャリアアップへの支援。

⑤雇用管理上の支援

初めての障害者雇用で、どのように仕事を教えてよいかわからない等の雇用管理上の課題に対する支援。

「キャリア教育の充実と障害者雇用のこれから」（尾崎・松矢）より

3-4

卒業後の定着支援



特別支援学校（知的障がい）の進路・就労支援において、卒業後の定着支援はとても重要な業務となっています。

23ページの「移行支援会議の進め方」では、個別移行支援計画を基にした移行支援会議について述べました。移行支援会議を進めるためのポイントとして「④学校から地域へのゆるやかな移行支援」が挙げられています。そこに示されている、「特に学校から社会への移行期においては、学校と関係機関が協力しながら本人や家族への支援を行い、徐々に支援の重心が学校から地域の関係機関に移っていく」という考え方で卒業後の定着支援を進めていきましょう。

定着支援の方法

県内の各校においては、おおむね卒業後の3年間を移行期ととらえて定着支援が行われています。しかし、その3年間を経過した以降も、離職など生活状況の変化により学校からの支援が求められることが少なくありません。そのような場合には、随時相談に応じるなど対応が図られています。

ここでは、定着支援についての方法例を紹介します。

1 電話や訪問による定着支援

卒業生の進路先や家庭に直接電話や訪問により様子伺いをします。何か問題が生じている場合には、本人や保護者、関係先の担当者と相談の機会をもちます。

卒業後1年目については、1ページの「進路指導計画」で示しているように、時期を決めて定期的な訪問による定着支援を心掛けるとよいでしょう。

2 現場実習時の定着支援

在校生が現場実習を行う際、実習先に卒業生がいる場合には、現場実習の様子と併せて卒業生の定着状況を伺うようにします。

3 ネットワーク会議での定着支援

32ページに掲載している本県における「ネットワーク会議」は、卒業後の定着支援を進めるためにも非常に重要な役割をもっています。会議には、地域の相談支援専門員や市町村の障がい福祉担当者など、卒業生についての情報をもっている方々が一堂に集まります。圏域によっては、福祉施設の担当者も出席しているので、卒業生の様子について直接お話をしていただく機会となります。

状況が把握できない卒業生についてや、困難事例などについては、ネットワーク会議を通じて情報共有を行うことで、その後の個別支援へとつないでいきます。

4 関係諸機関との連携による定着支援

ネットワーク会議に出席している関係諸機関を含めて、関係諸機関とは日常的な連携を図ることで卒業生の状況を把握しやすくなります。職場での不適応状況などは早めに対処するほど、その改善方法を講じやすくなります。



住まいの場の定着

卒業後に自宅や児童養護施設などから、入所施設やグループホームなどに住まいの場を移した場合には、日中活動の場に加えて住まいの場への定着を支援していくことが必要となります。



また、自宅に住んでいる場合においても、学校を卒業することで生活に大きな変化が生じますので発達障がいのある卒業生などは、精神的な不安定を起すこともあります。仕事上は問題が見られなくても、生活上の問題から仕事に影響を来すこともありますので、住まいの場の定着状況の把握に努めましょう。

ジョブコーチによる支援の基本的な流れ

○集中支援期

支援開始当初の最初の約1ヶ月は週2～4日の頻度で訪問し、全体の様子や仕事の流れを把握するための観察や課題の改善に向けた取組を行います。事業主に対し、例えば障害特性の説明や対象者との接し方のコツをお伝えし、職務の組立てや作業手順の見直し、職場環境の調整などについて相談します。

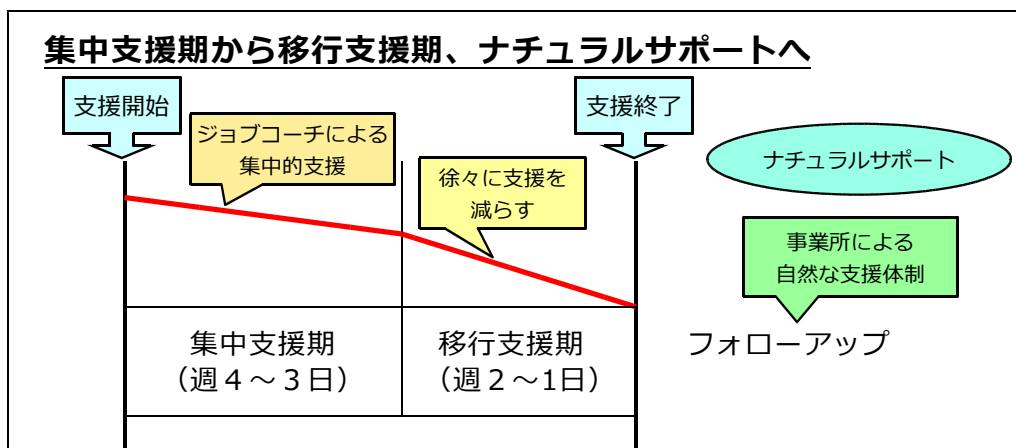
○移行支援期

集中支援期後1～2ヶ月、ジョブコーチが事業主に対し、支援ノウハウを移転し、事業所内で対象者を受入れる土台作りをしていきます。訪問回数は状況に応じて減らしていき、事業所内での自然な体制（ナチュラルサポート）を目指します。

○アフターケア

ジョブコーチ支援終了時に、支援内容の結果と今後のアフターフォローについて確認します。期間終了後は、対象者や事業所に不安な点や新たな課題が生じていないかの確認に、必要に応じて訪問します。困りごとが生じたら、いつでも相談することができます。

「働く広場2014年9月号」より



同窓会の取組

特別支援学校（知的障がい）では、多くの学校で同窓会が行われています。県内の各校における同窓会での主な内容としては、総会に加えて親睦会（会食、懇談など）、レクリエーション（ゲーム、スポーツ交流会など）が行われています。この同窓会においては、進路指導担当者が積極的に会の運営や卒業生・保護者への対応に当たっています。



具体的には、卒業生本人に対して悩んでいることや困っていることがないか個別に聞き取りを行ったり、卒業生の保護者向けに懇談会を開催し、情報共有が図られたりしています。

各校での取組の集約から、同窓会とは、卒業生・保護者・学校それぞれにとって次のような意義をもっていると言えます。

卒業生：卒業生同士の親睦を深め、悩み事を共有し合ったり、レクリエーションを通して心身のリフレッシュを図ったりします。

保護者：卒業後の定着状況について、学校と情報共有を図り、必要に応じて相談を進めることで、課題解決への方法を探ります。卒業生同様、保護者同士の親睦も深めることができます。

学校：卒業生の定着状況について、特に家庭での状況について情報を得られる場となります。進路担当者が代わった場合など、以前からの卒業生の状況について傾向を把握できる場ともなります。

3-4

卒業後の定着支援

②

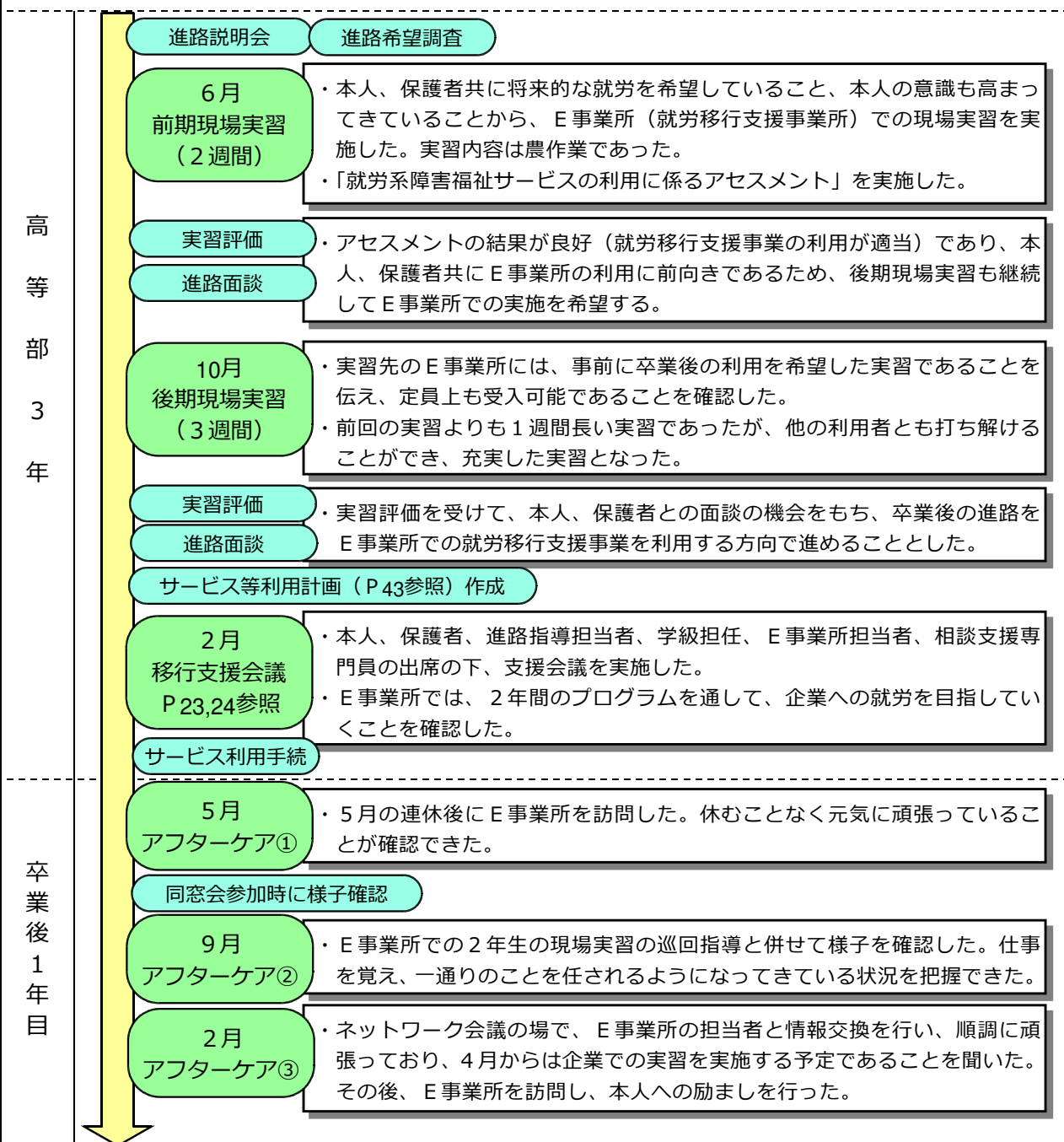
進路先決定～定着支援の実践事例① ～就労移行支援事業所の利用につながったケース～

<本人のプロフィール> ※高等部3年生進級時

中度知的障がいがある男子生徒。手先はあまり器用ではないものの、体力があり、農作業などを得意としている。作業によって、集中力にムラが見られる。

<高等部2年生までの進路に係る状況>

1年生では校内実習、2年生の前期はC事業所（就労継続支援B型事業所）での現場実習を行っており、部品組み立ての作業に取り組んだ。後期はD事業所（就労継続支援B型事業所）での現場実習を行っており、農作業に意欲的に取り組んだ。



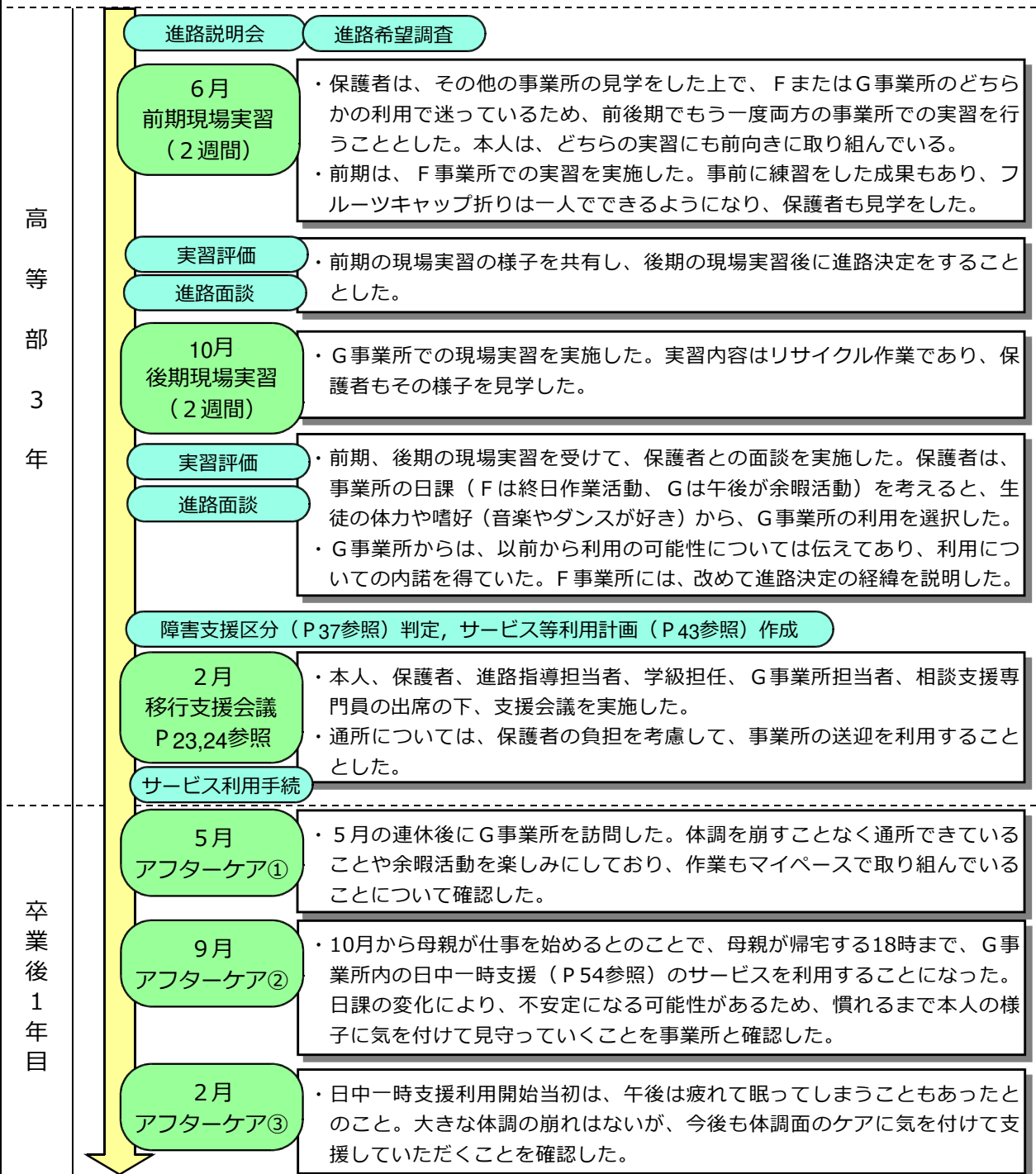
<本人のプロフィール> ※高等部3年生進級時

ダウン症であり、重度知的障がいがある男子生徒。明るい性格であり、言語は不明瞭ながらも周囲の友達と積極的なかわりが見られる。作業学習や学習活動全般に意欲的に取り組んでいるが、疲れやすい面がある。

<高等部2年生までの進路に係る状況>

1年生では校内実習、2年生の前期はF事業所（生活介護事業所）での現場実習を行っており、フルーツキャップ折りの作業には、教師の支援を受けながら取り組んだ。後期はG事業所（生活介護事業所）での現場実習を行っており、リサイクル作業に意欲的に取り組んだ。

保護者は、卒業後は、自宅から通える生活介護事業所の利用を希望しており、冬休みには本人、保護者、担任で市内の事業所の見学を実施している。



3-4

卒業後の定着支援



進路先決定～定着支援の実践事例③ ～一般企業への就労につながったケース～

<本人のプロフィール> ※高等部3年生進級時

軽度の知的障がいがある女子生徒。家庭の事情により、小学校5年生より児童養護施設に措置入所している。読み書きに困難さはあるものの、手先が器用であり、作業学習では機械や工具を使用した工程に意欲的に取り組んでおり、卒業後は一般就労を希望している。

<高等部2年生までの進路に係る状況>

1年生では校内実習、2年生の前期はHビルメンテナンス会社での現場実習を行っており、清掃作業に取り組んだ。後期はJスーパーでの現場実習を行っており、青果部門での加工や品出し作業に取り組んだ。学校卒業後は、家庭で生活することが困難であると考えられるため、グループホーム等で自立した生活をしていくことを目指していかなければならない。

卒業に向けて、職業自立と生活自立両面での指導・支援を児童養護施設と学校が連携を深めながら進めてきているケースである。

高等部 3年	進路説明会	進路希望調査	
	6月 前期現場実習 (2週間)	・本人は、昨年度の現場実習の経験から、スーパーへの就労を希望している。関係諸機関からの情報提供により、来年度障がい者求人を検討しているJスーパーでの現場実習で、青果部門の加工や品出しを行った。	
	実習評価	・Jスーパーからの評価はおおむね良好であった。品出しの際の接客には苦手意識があるため、うまく話せないこともあった。接客練習を兼ねて、アビリンピック(P54参照)の「喫茶サービス部門」に出場することとした。	
	進路面談		
	8月 支援会議	・卒業後の生活について、児童相談所、児童養護施設、市役所障がい福祉課、学校の出席の下、支援会議を実施した。卒業に向けての進め方の確認をし、グループホームの確保を進めることとした。	
	10月 後期現場実習 (4週間)	・前回よりも長い実習期間を設定し、課題である接客については、アビリンピックの練習に加えて、事前学習で練習を重ねてきた。 ・接客についての苦手意識がなくなり、自然な接客ができるようになってきた。青果の加工については、丁寧に確実な作業ぶりが高く評価された。	
	実習評価	・実習後に、Jスーパーでの面接を受け、その後、就労が決定した。 ・生活の場は、Jスーパーと同市内のグループホームへの入居が決定した。	
	進路面談		
	ハローワークでの求職登録、就労手続き(履歴書、調査書作成)		
	2月 移行支援会議 P23,24参照	・本人、保護者(児童養護施設担当)、進路指導担当者、学級担任、Jスーパー店長、グループホーム担当者、就業支援ワーカーの出席の下、支援会議を実施した。勤務条件や卒業後の支援体制についての確認を行った。	
卒業後 1年目	5月 アフターケア①	・Jスーパー、グループホームをそれぞれ訪問し、4月からの状況を確認した。職場、生活の場共に順調に適應できていることを把握した。	
	9月 アフターケア②	・5月以降は、休日や実習の巡回時にスーパーに立ち寄るなど、状況把握と定着支援を行った。携帯電話を購入したので、扱い方の指導を行った。	
	2月 アフターケア③	・4月で20歳になるため、障害基礎年金の手続き(P54参照)について、相談支援専門員に支援していただくことを確認した。	



日中一時支援事業

日中一時支援事業は、障害者総合支援法の「地域生活支援事業」に位置付けられています。日中、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等において、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練その他市町村が認めた支援を行うものです。

P 52のようなケースの場合、次のような利用の仕方が考えられます。

例)

9:00～15:00	G事業所の日中活動として、就労継続支援B型のサービスを利用
15:00～18:00	G事業所で提供する、日中一時支援のサービスを利用



全国障害者技能競技大会（アビリンピック）

「アビリンピック」とは、「全国障害者技能競技大会」の愛称として使われている名称です。全国障害者技能認定競技大会は、障がいのある方々が日頃職場などで培った技能を競う大会で、障がいのある方々の職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々に障がいのある方々に対する理解と認識を深めてもらい、雇用の促進と地位の向上を図ることを目的として開催されています。

岩手県における「チャレンジいわてアビリンピック」は、アビリンピック地方大会の愛称で、正式には「岩手県障がい者技能競技大会」で、全国大会の予選として位置付けられています。岩手県大会で開催されている種目には、「ワープロ」「木工」「喫茶サービス」「ビルクリーニング」「オフィスアシスタント」などがあり、特別支援学校からも毎年多数の選手が参加しています。



障害基礎年金

特別支援学校に在籍している生徒の多くは、20歳を迎えると、障害基礎年金受給の対象となります。※詳しい受給要件は、個別のケースによって異なりますので、確認が必要となります。

請求の手続きは、各市町村の国民年金係で行います。障害基礎年金は、申請しないともらえないため、特に知的障がいのある方の場合には、P 53のケースのように、保護者や相談支援専門員などの支援を受けることが有効な方法となります。

令和5年4月現在での、年金の支給額は、法令により定められた障害等級表（1級・2級）によって、以下（年額）のようになっています。

993,750円（1級）	795,000円（2級）
--------------	--------------



引用文献

- 尾崎祐三・松矢勝宏編著(2013)、『キャリア教育の充実と障害者雇用のこれから 特別支援学校における新たな進路指導』、株式会社ジアース教育新社、p61、p87～p88、p108、p110～p112
- 神奈川県立総合教育センター（2005）、『改訂版「より良い現場実習に向けて」実習マニュアル手引書』神奈川県立総合教育センター、p21
- 国立特別支援教育総合研究所(2009)、『障害のある子どもへの進路指導・職業教育の充実に関する研究』、国立特別支援教育総合研究所、p102～p103
- 国立特別支援教育総合研究所(2011)、『特別支援学校高等部（専攻科）における進路指導・職業教育支援プログラムの開発』、国立特別支援教育総合研究所、p34～p35
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（2014）、『働く広場2014年9月号』、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、p27
- 吉田昌義・藤田誠・関口トシ子・進路指導21研究会編著(2008)、『特別支援教育（知的障害・自閉症）における進路指導・支援』、株式会社ジアース教育新社、p31～p32

参考文献

- 尾崎祐三・松矢勝宏編著(2013)、『キャリア教育の充実と障害者雇用のこれから 特別支援学校における新たな進路指導』、株式会社ジアース教育新社
- 国立特別支援教育総合研究所(2009)、『障害のある子どもへの進路指導・職業教育の充実に関する研究』、国立特別支援教育総合研究所
- 国立特別支援教育総合研究所(2011)、『特別支援学校高等部（専攻科）における進路指導・職業教育支援プログラムの開発』、国立特別支援教育総合研究所
- 子どもたちの自立を支援する会(2013)、『ビジネスマナー&コミュニケーション』、日本教育研究出版
- 全国特別支援学校知的障害教育校長会(2002)、『私たちの進路』、日本教育研究出版
- 「見てわかる社会生活ガイド集」編集企画プロジェクト(2013)、『見て分かる社会生活ガイド集』、株式会社ジアース教育新社
- 「見てわかるビジネスマナー集」編集企画プロジェクト(2008)、『見てわかるビジネスマナー集』、株式会社ジアース教育新社
- 吉田昌義・藤田誠・関口トシ子・進路指導21研究会編著(2008)、『特別支援教育（知的障害・自閉症）における進路指導・支援』、株式会社ジアース教育新社

参考Webページ

- 岩手県『指定障害福祉サービス事業所・障害福祉施設一覧』
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/shougai/jigyousha/1004057/1004058.html>
- 岩手県『いわて障がい者就労応援ハンドブック』
<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/fukushi/shougai/shakaisanka/1004064.html>
- 厚生労働省『障害福祉サービスの内容』
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai/hukushi/service/naiyou.htm
- 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
<https://www.jeed.go.jp/>
- W A M N E T（ワムネット）
<https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/>

